

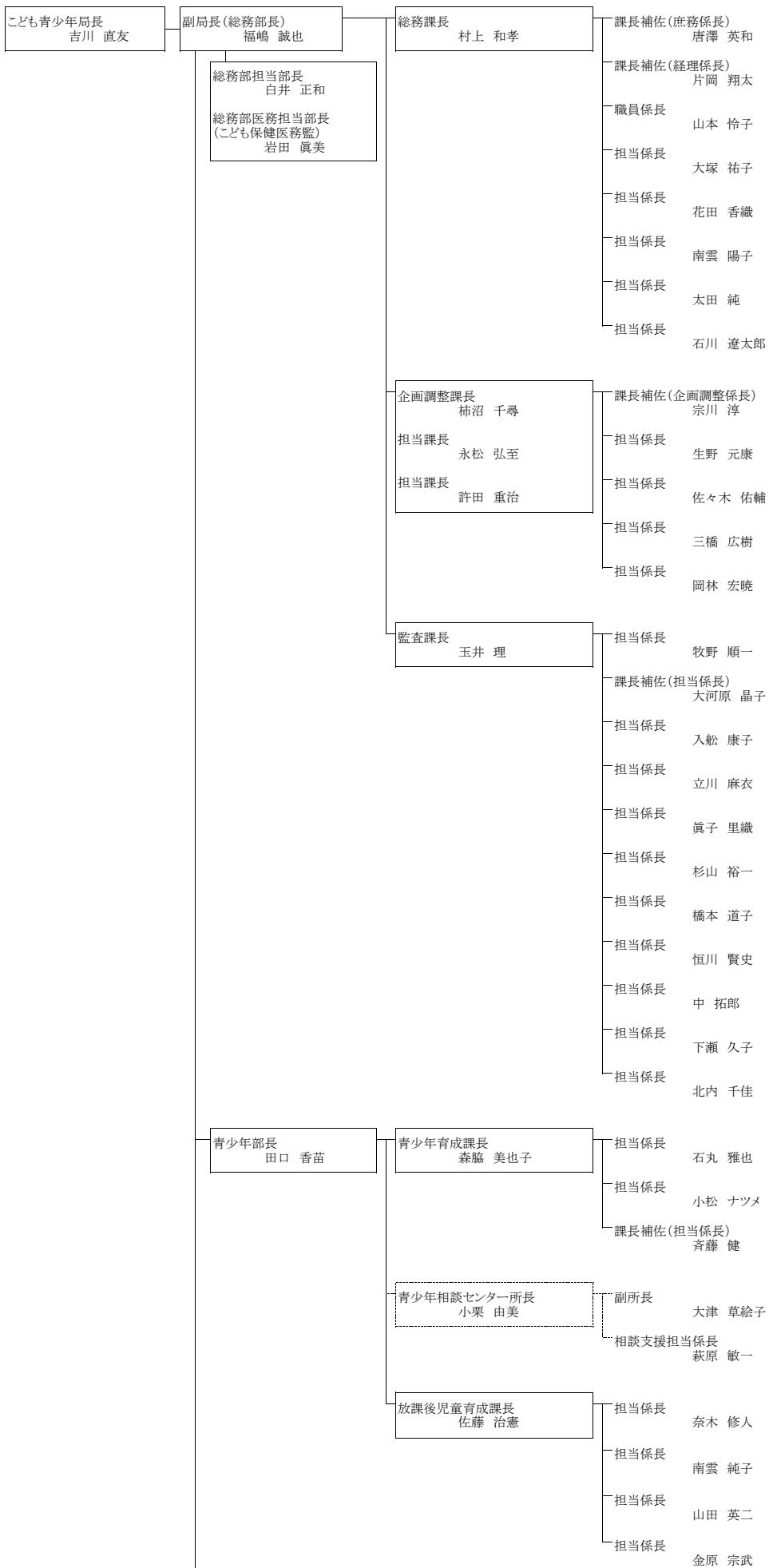
令和5年5月22日
こども青少年・教育委員会
こども青少年局

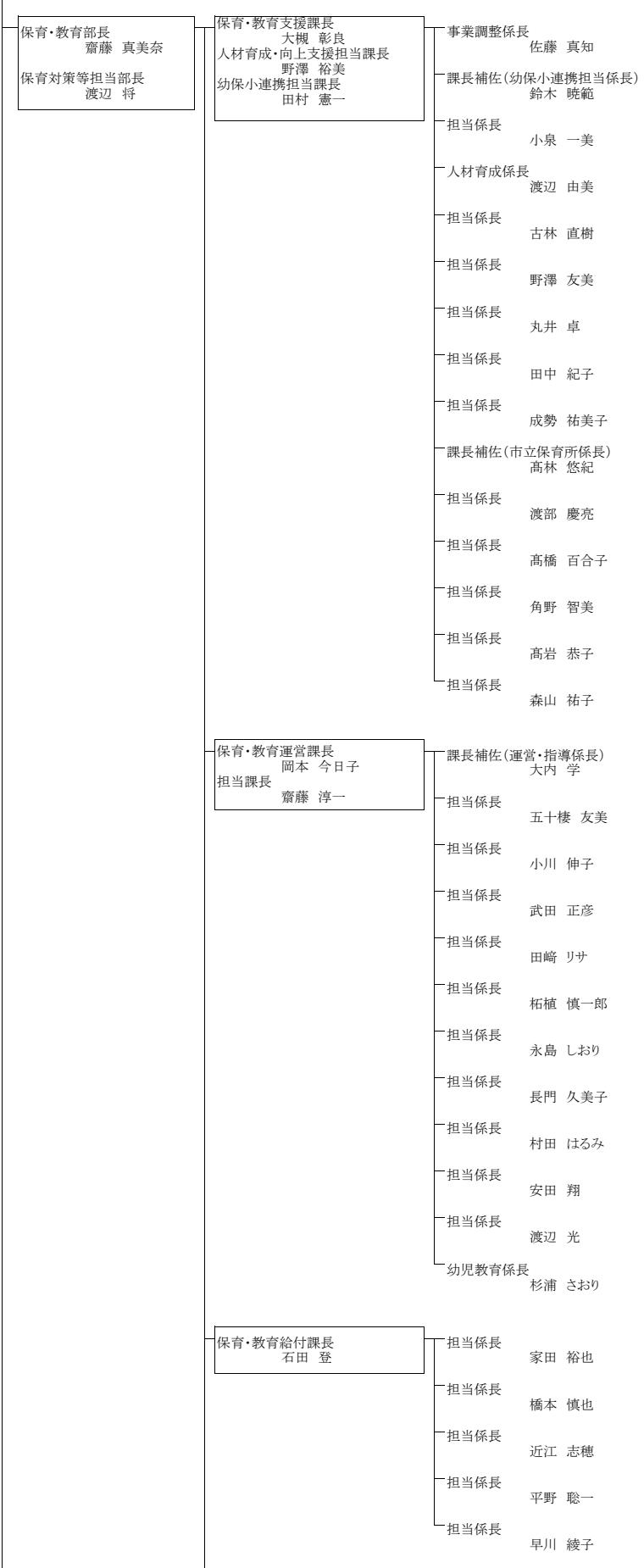
機構及び事務分掌

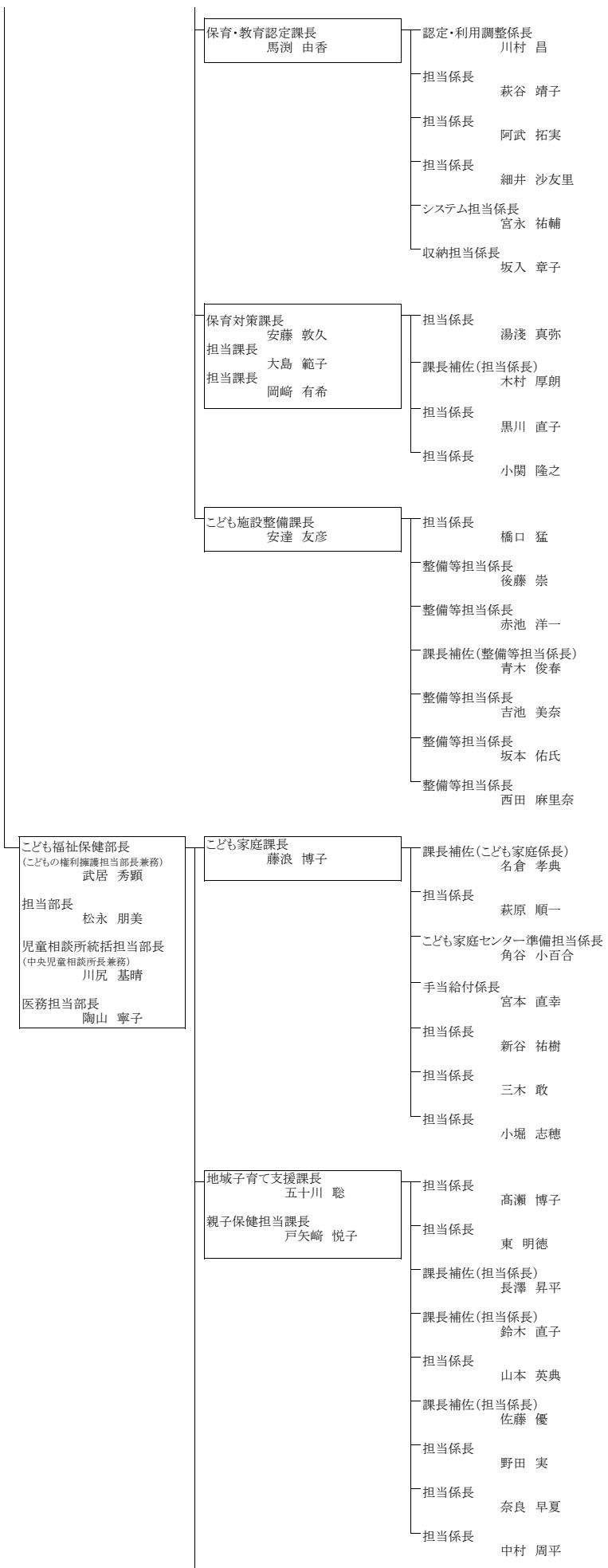
(令和5年5月)

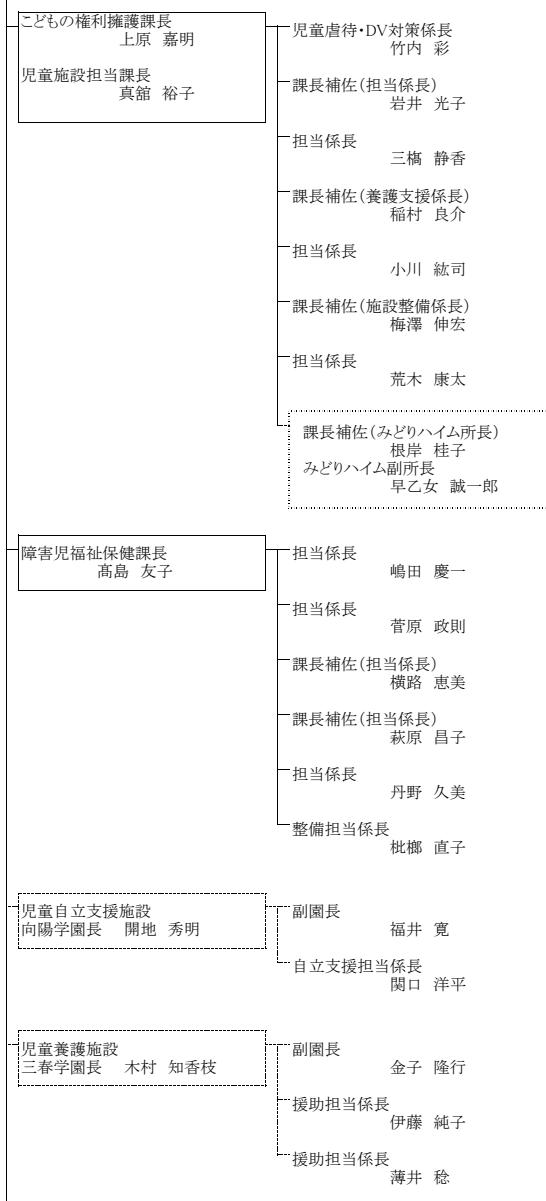
こども青少年局

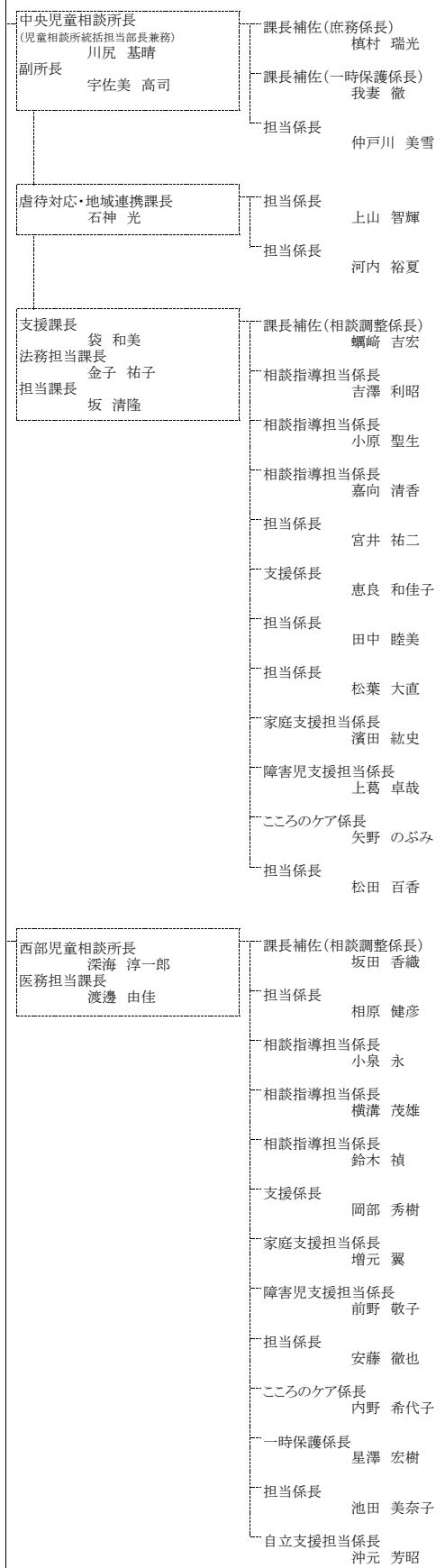
こども青少年局機構図(令和5年5月22日現在)











| | |
|--------------------|-------------------------|
| 南部児童相談所長 足立 由紀子 | 課長補佐(相談調整係長) 永田 千穂 |
| 一時保護所担当課長 横内 仁 | 担当係長 中川 勝彦 |
| | 相談指導担当係長 高野 直也 |
| | 相談指導担当係長 山本 剛 |
| | 相談指導担当係長 笠木 理也 |
| | 支援係長 緒方 潤平 |
| | 課長補佐(家庭支援担当係長) 岡部 篤志 |
| | 障害児支援担当係長 岡野 紗智子 |
| | 担当係長 高橋 譲 |
| | こころのケア係長 佐藤 典子 |
| | 医務担当係長 谷本 瑞奈 |
| | 課長補佐(一時保護係長) 高岡 俊雄 |
| | 担当係長 野村 昭子 |
| 北部児童相談所長 和賀 美穂 | 課長補佐(相談調整係長) 高島 裕子 |
| 医務担当課長 伊藤 みちる | 課長補佐(担当係長) 杉崎 由樹 |
| 一時保護所担当課長 秋田 優 | 相談指導担当係長 山根 明子 |
| | 相談指導担当係長 緑川 雄太 |
| | 相談指導担当係長 佐竹 淳 |
| | 支援係長 古尾谷 佳美 |
| | 担当係長 三宅 浩之 |
| | 家庭支援担当係長 花坂 佳代子 |
| | 障害児支援担当係長 佐藤 健浩 |
| | こころのケア係長 常石 三穂子 |
| | 一時保護係長 中野 篤 |
| | 担当係長 森崎 靖子 |

こども青少年局事務分掌

総務部

総務課

庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局の危機管理に関すること。
- 4 他の部、課、係の主管に属しないこと。

経理係

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 局内の予算執行の調整に関すること。
- 3 物品の出納保管に関すること。
- 4 局内の財産管理に関すること。
- 5 その他経理に関すること。

職員係

- 1 こども及び青少年に係る事業に従事する人材の研修及び育成等に関すること。
- 2 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- 3 局所属職員等の人事に関すること。
- 4 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。
- 5 局内の組織に関すること。

企画調整課

企画調整係

- 1 こども青少年施策に係る総合的な企画、調整及び調査研究並びに局内の事務事業の調整に関すること。
- 2 こども及び青少年に係る統計調査に関する事（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- 3 横浜市児童福祉審議会に関する事。
- 4 横浜市子ども・子育て会議に関する事。
- 5 子ども・子育て支援新制度に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事。
- 6 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進に関する事。

監査課

- 1 児童福祉に係る事業等の監査に関する企画及び連絡調整に関する事。
- 2 社会福祉法人（児童福祉に係る事業のみを行う法人に限る。）の設立、定款変更、解散、合併の認可等に関する事。

- 3 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督に関すること。
- 4 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令に関すること。
- 5 児童福祉施設等の監査に関すること。
- 6 児童福祉施設の建設に対する助成についての検査等に関すること。
- 7 社会福祉連携推進法人（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 128 条第 1 号イの社会福祉連携推進法人をいう。以下同じ。）（児童福祉に係る事業のみを行う法人のみを社員とする者に限る。）の認定、定款変更、監督等に関すること。
- 8 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督に関すること。

青少年部

青少年育成課

- 1 青少年育成施策に係る企画及び調整に関すること。
- 2 青少年育成施策の振興に係る事業の実施及び調整に関すること。
- 3 青少年育成団体に関すること。
- 4 青少年指導員に関すること。
- 5 青少年施設及び横浜市青少年野外活動センターの運営管理に関すること。
- 6 公益財団法人よこはまユースに関すること。
- 7 部内他の課の主管に属しないこと。

放課後児童育成課

- 1 放課後児童育成施策に係る企画及び調整に関すること。
- 2 放課後キッズクラブ事業に関すること。
- 3 はまっ子ふれあいスクール事業に関すること。
- 4 放課後児童健全育成事業に関すること。

保育・教育部

保育・教育支援課

事業調整係

- 1 保育・教育に係る企画及び調整に関すること（他の部及び課の主管に属するものを除く。）。
- 2 保育・教育施設等の運営管理の総合調整に関すること。
- 3 保育所、認定こども園、幼稚園及び小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。同様分担事務 5 において同じ。）の連携の推進に関すること。
- 4 保育所、認定こども園及び幼稚園と小学校の接続の推進に関すること。
- 5 部内他の課の主管に属しないこと。

人材育成係

- 1 保育・教育施設等の業務に従事する人材の育成及び保育・教育の質の向上に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- 2 保育・教育の調査研究に関すること。
- 3 保育所及び幼保連携型認定こども園並びに家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業並びに認可外保育施設の保育内容に係る相談に関すること。

市立保育所係

- 1 市立の保育所の調整に関すること。
- 2 保育・教育施設等の給食に関すること。
- 3 保育所及び幼保連携型認定こども園並びに家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業並びに認可外保育施設の保育内容に係る相談に関すること（人材育成係の主管に属するものを除く。）。

保育・教育運営課

運営・指導係

- 1 子ども・子育て支援法に基づく給付費及び委託費に関すること（保育・教育給付課の主管に属するものを除く。）。
- 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の保育・教育に係る助成に関すること（保育・教育給付課の主管に属するものを除く。）。
- 3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の保育・教育に要した費用の利用者負担に関すること（保育・教育認定課の主管に属するものを除く。）。
- 4 私立の保育所及び幼保連携型認定こども園並びに家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の改善命令、事業停止命令、認可の取消し等に関すること。
- 5 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者への措置の勧告及び命令に関すること。
- 6 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に係る確認の取消し及び効力の停止に関すること。
- 7 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）の認定の取消しに関すること。
- 8 特定子ども・子育て支援施設等の確認に関すること（幼児教育係の主管に属するものを除く。）。
- 9 特定子ども・子育て支援施設等の調査、指導及び監査に関すること。
- 10 特定子ども・子育て支援提供者への措置の勧告及び命令に関すること。
- 11 特定子ども・子育て支援施設等に係る確認の取消し及び効力の停止に関すること。
- 12 横浜保育室事業の運営等に関すること（保育・教育給付課及び保育・教育認定課の主管に属するものを除く。）。

13 認可外保育施設への助成及び事業停止命令等に関すること（保育・教育給付課の主管に属するものを除く。）。

14 その他保育・教育施設等の運営管理に関すること（保育・教育支援課、保育・教育給付課及びこども施設整備課の主管に属するものを除く。）。

幼児教育係

1 幼児教育に係る助成、支援及び振興に関すること（保育・教育給付課の主管に属するものを除く。）。

2 特定子ども・子育て支援施設等（私学助成を受ける幼稚園に限る。）の確認に関すること。

保育・教育給付課

給付係

1 子ども・子育て支援法に基づく給付費の支給及び委託費等の支払に関すること。

2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の保育・教育に係る助成金の支払に関すること。

3 施設等利用費に関すること。

4 横浜保育室事業の助成金の支払に関すること。

5 認可外保育施設への助成金の支払に関すること。

6 一時預かり事業等に係る補助金の支払に関すること。

7 その他保育・教育施設等に係る給付費及び助成金に関する事（保育・教育運営課の主管に属するものを除く。）。

保育・教育認定課

認定・利用調整係

1 教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に係る基準等に関する事。

2 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく保育所等の利用調整に係る基準等に関する事。

3 特定教育・保育施設から特定教育・保育を受けたとき及び特定地域型保育事業者から特定地域型保育を受けたときの利用者負担額に関する事。

4 小学校就学前子どもの保育の必要性に関する事（保育・教育運営課の主管に属するものを除く。）。

保育対策課

1 待機児童対策に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事。

こども施設整備課

1 保育所等の整備及び助成に関する事。

2 保育所の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の承認に関する事。

- 3 幼保連携型認定こども園の設置の認可及び当該施設の休止、廃止等の認可に関すること。
- 4 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の認可並びにこれらの事業の休止及び廃止の承認に関すること。
- 5 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- 6 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）の認定に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

こども福祉保健部

こども家庭課

こども家庭係

- 1 母子福祉及び父子福祉に関すること（特別乗車券に関する것を除く。）。
- 2 寡婦福祉に関すること。
- 3 母子福祉及び父子福祉並びに寡婦福祉に係る社会福祉事業（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第38条の母子・父子福祉施設に係るもの）を含む。以下この部において「母子父子寡婦福祉事業」という。）の開始、変更、廃止の届出等に関すること。
- 4 母子父子寡婦福祉事業の事業停止命令、その他の指導及び監督に関すること。
- 5 児童福祉、母子福祉、父子福祉、寡婦福祉に係る統計調査に関すること。
- 6 部内他の課、係の主管に属しないこと。

手当給付係

- 1 児童手当、特別児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- 2 特別乗車券に関すること（他の局の主管に属するものを除く。）。

地域子育て支援課

- 1 地域における子育て支援に係る企画及び調整に関すること（他の部及び課の主管に属するものを除く。）。
- 2 地域における子育て支援の推進に関すること。
- 3 母子保健に関すること（横浜市保健所事務分掌規則（平成19年3月横浜市規則第30号。以下「保健所事務分掌規則」という。）第4条こども家庭支援課の項第3号に掲げる事務を除く。）。
- 4 母子の歯科口腔保健に関すること。
- 5 不妊相談及び不妊治療費助成に関すること。

子どもの権利擁護課

児童虐待・DV対策係

- 1 児童虐待防止に係る事務の企画及び総合調整に関すること（児童相談所の主管に

属するものを除く。)。

- 2 児童相談所との連絡調整に関すること。
- 3 女性に係る福祉の調整及び相談等に関するこ (政策局男女共同参画推進課の主管に属するものを除く。)。

養護支援係

- 1 市立の児童福祉施設(保育所、幼保連携型認定こども園及び心身障害児に関する施設を除く。分担事務 4 を除き、以下この部において同じ。) 及び児童相談所の企画、設置及び運営管理に関するこ。
- 2 児童福祉施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の承認に関するこ。
- 3 児童福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督に関するこ。
- 4 児童福祉に係る社会福祉事業(児童福祉施設に係るものを除く。「児童福祉事業」という。) の開始、変更、廃止の許可等に関するこ (障害児福祉保健課の主管に属するものを除く。)。
- 5 児童福祉事業の事業停止命令その他の指導及び監督に関するこ。
- 6 児童福祉施設及び里親への措置及び措置費並びに助産等の実施及び実施費用並びに法外扶助に関するこ。
- 7 養育里親名簿等の登録等に関するこ。
- 8 私立の児童福祉施設の建設に対する助成に関するこ。
- 9 その他児童の養護に関するこ。

障害児福祉保健課

- 1 知的障害児、肢体不自由児等の心身障害児及び身体障害児(以下「障害児」という。) の福祉保健の推進に関するこ (健康福祉局障害福祉課の主管に属するものを除く。以下この部中同じ。)。
- 2 発達障害者支援法(平成 16 年法律第 167 号)による発達障害児の福祉保健の推進並びに健康福祉局との連携及び調整に関するこ。
- 3 障害児及び発達障害児の福祉保健に係る施策に係る企画及び調整に関するこ。
- 4 障害児の福祉に係る社会福祉事業(障害児入所施設及び児童発達支援センターの心身障害児及び身体障害児に関する施設(以下この部中「障害児福祉施設」という。)に係るものを除く。) の開始、変更及び廃止の許可等並びに改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関するこ。
- 5 知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)及び身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)による障害児に係る援護及び更生に関するこ。
- 6 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)による障害児に係る援護及び更生に関するこ。
- 7 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関するこ。

- 8 身体障害者等に対する奨学金の支給に関すること。
- 9 学齢期の障害児及び発達障害児の支援に関すること。
- 10 障害児に係る福祉サービスの情報提供に関すること。
- 11 障害児に係わる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に係る事務並びに健康福祉局との連携及び調整に関すること。
- 12 市立の障害児福祉施設の企画及び設置並びに運営管理に関すること。
- 13 障害児福祉施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等に関すること。
- 14 障害児福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可等の取消し、その他の指導及び監督に関すること。
- 15 障害児福祉施設への措置、措置費及び法外扶助に関すること。
- 16 私立の障害児福祉施設の建設に対する助成に関すること。

令和5年度

事業概要

こども青少年局

【目 次】

頁

| | |
|-------------------------------|-----------|
| ① 令和5年度こども青少年局運営方針 | 1 |
| ② 令和5年度こども青少年局予算総括表 | 6 |
| ③ 保育・教育の基盤づくり | 7 |
| ④ 児童虐待対策の推進 | 11 |
| ⑤ 子どもの貧困対策 | 13 |
| ⑥ 医療的ケア児・障害児への支援の充実 | 15 |
| ⑦ DXの推進 | 17 |
| ⑧ 新型コロナ対策 | 18 |
| 1 新制度における保育・教育の実施等 | 19 |
| ○「教育・保育給付」の認定を受けた子どもの保育・教育 | |
| ○延長保育事業 | |
| ○保育・教育コンシェルジュの設置 | |
| ○年度限定保育事業 | |
| ○市立保育所民間移管事業 | |
| ○横浜保育室助成事業 | |
| ○認可外保育施設等利用料助成事業 | |
| ○無償化に伴う認可外保育施設の質の確保・向上 | |
| ○保育所等における業務効率化推進事業 | |
| ○市立保育所の業務支援システム | |
| ○給付費申請のオンライン化 | |
| ○保育料等のコンビニ収納委託 | |
| ○保育所入所事務等におけるRPA、AI-OCRの活用 | |
| ○指導・監査 | |
| 2 多様な保育ニーズへの対応 | 21 |
| ○一時預かり事業 | |
| ○幼稚園等における長時間預かり・一時預かり | |
| ○休日保育・休日一時保育 | |
| ○病児・病後児保育事業 | |
| ○24時間型緊急一時保育事業 | |
| 3 保育所等整備事業 | 22 |
| ○変化する保育ニーズに応えるための既存資源活用策の推進 | |
| ○保育所等の新規整備等 | |
| 4 保育・教育の質の確保・向上、保育士等確保 | 23 |
| ○保育・教育の質向上の仕組みづくり | |
| ○保育・幼児教育職員等研修 | |
| ○保育資源ネットワーク構築事業の充実 | |
| ○幼保小連携・接続事業 | |
| ○保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保 | |
| 5 幼児教育の支援 | 25 |
| ○私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費 | |
| ○私立幼稚園等預かり保育事業～わくわく！はまタイム～ | |
| ○私立幼稚園2歳児受入れ推進事業 | |
| ○私立幼稚園等一時預かり保育事業 | |
| ○私立幼稚園等補助事業 | |
| ○私立幼稚園等特別支援教育費補助事業 | |
| ○私立幼稚園等施設整備費補助事業 | |
| ○幼稚園教諭等住居手当補助事業 | |
| ○保育・教育の質の確保・向上 | |
| 6 放課後の居場所づくり | 26 |
| ○放課後キッズクラブ事業 | |
| ○小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブ整備事業 | |
| ○放課後児童クラブ事業 | |
| ○特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業 | |
| ○放課後児童育成事業の質の向上に向けた取組 | |
| ○プレイパーク支援事業 | |
| 7 すべての子ども・若者の健全育成の推進 | 27 |
| ○青少年を育む地域の環境づくり | |
| ○青少年育成に携わる団体等の支援 | |
| ○青少年関係施設の運営等 | |
| ○横浜市子ども・若者支援協議会の運営 | |
| 8 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実 | 28 |
| ○青少年相談センターにおける相談・支援事業 | |
| ○地域ユースプラザ事業 | |
| ○若者サポートステーションにおける相談・支援 | |
| ○ひきこもり等困難を抱える若者に対するSNS相談事業 | |
| ○寄り添い型生活支援事業 | |
| ○よこはま型若者自立塾 | |
| ○就職氷河期世代相談サポート付集中プログラム事業 | |

| | |
|--------------------------------|-----------------------------|
| 9 地域療育センター運営事業 | 29 |
| ○地域療育センター運営事業 | |
| 10 在宅障害児及び施設利用児童への支援等 | 30 |
| ○障害児通所支援事業等 | ○特別児童扶養手当事務費 |
| ○学齢後期障害児支援事業 | ○障害児入所支援事業等 |
| ○障害児医療連携支援事業 | |
| 11 妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実 | 31 |
| ○出産・子育て応援事業 | ○妊娠・出産サポート事業 |
| ○子育て応援サイト事業 | ○育児支援事業 |
| ○子育て世代包括支援センター事業 | ○こんにちは赤ちゃん訪問事業 |
| ○妊婦・産婦健康診査事業 | ○乳幼児発達支援事業 |
| ○妊婦歯科健康診査事業 | ○不妊・不育相談等支援事業 |
| ○母子保健指導事業 | ○出産費用調査研究事業 |
| ○乳幼児健康診査事業 | ○妊娠婦・乳幼児にかかる災害対策事業 |
| ○新生児聴覚検査事業 | |
| 12 地域における子育て支援の充実 | 33 |
| ○地域子育て支援拠点事業 | ○地域子育て支援拠点関係システムの再構築 |
| ○親と子のつどいの広場事業 | ○横浜子育てサポートシステム事業 |
| ○保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業 | ○一時預かり事業 |
| ○子育て支援者事業 | ○ハマハグ推進事業 |
| ○親子の居場所事業(常設)従事者のための体系的な研修の実施 | ○子どもの居場所づくり支援事業 |
| 13 ひとり親家庭等の自立支援 | 35 |
| ○ひとり親家庭等自立支援事業 | |
| 14 DV対策事業 | 36 |
| ○DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実 | ○加害者更生プログラムへの事業費補助 |
| ○若年女性相談支援モデル事業 | ○母子生活支援施設緊急一時保護事業 |
| ○女性緊急一時保護施設補助事業 | |
| 15 児童扶養手当等 | 36 |
| ○児童扶養手当 | ○特別乗車券の交付 |
| 16 区と児童相談所における児童虐待への対応の強化 | 37 |
| ○児童相談所の運営と機能強化 | ○区役所の機能強化と地域等との連携、児童虐待防止の取組 |
| ○養育支援の充実 | |
| 17 社会的養護の充実 | 39 |
| ○里親制度等の推進 | ○児童措置費等 |
| ○施設等を退所する子どもへの支援 | |
| 18 ワーク・ライフ・バランスの推進 | 40 |
| ○ワーク・ライフ・バランスの推進 | |
| 19 計画の推進 | 40 |
| ○横浜市子ども・子育て支援事業計画の推進 | ○横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進 |
| 20 児童手当 | 41 |
| ○児童手当 | |
| 21 母父子寡婦福祉資金貸付事業(母父子寡婦福祉資金会計) | 42 |
| ○母父子寡婦福祉資金貸付事業 | |
| （） 横浜市中期計画における政策別の事業概要掲載項目について | 43 |

令和5年度 こども青少年局運営方針

I 基本目標

- 「横浜市中期計画 2022–2025」で掲げる基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現
- 未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」の実現

II 目標達成に向けた施策

令和5年度は「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に向けて、DX・データ活用の推進などによる様々な課題の解決や、「創造・転換」による新たな取組にチャレンジします。

また、「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」に定める目標・方向性に沿って、生まれる前から青少年期に至るまでの、切れ目のない総合的な施策・事業を実施します。引き続き、子どものより良い育ちを社会全体で支えるための取組を着実に進めていくとともに、子ども一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行うことで、子どもたちの健やかな成長を守り、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進します。

<DXの推進>

○デジタル技術を活用し、子育て支援サービスを利用しやすい環境の充実、事務の負担軽減などに向けて取組を推進します。

【主な新規・拡充事業等】「子育て応援サイト・アプリ（仮称）」の構築／地域子育て支援拠点関係システムの再構築／園選びのための保育所等情報サイトの作成／ひきこもり等困難を抱える若者に対するSNS相談の実施／児童相談所業務のDX／放課後キッズクラブ・放課後児童クラブにおけるデジタル化の推進

1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援【中期計画 政策2施策1～4】

○保育・幼児教育の「質の確保・向上」、保育所等の整備による「場の確保」、保育士等の採用や定着支援などの「保育・幼児教育を担う人材の確保」に一体的に取り組むとともに、多様化する保育ニーズへの対応など、安全・安心な横浜の保育・幼児教育の基盤づくりを総合的に進めます。

【主な新規・拡充事業等】保育士等の追加配置への支援／「幼保小の架け橋プログラム」の推進／医療的ケア児の受け入れ推進／1・2歳児定員増にかかる定員構成の見直しや改修補助の拡充／潜在保育士等への就労奨励金交付／一時預かり受入拡大に向けた補助拡充・利用無料クーポン（はじめてのおあづかり券）配付／送迎バスの安全装置導入支援

2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進【中期計画 政策2施策5、政策3施策1】

○子どもたちの放課後の安全・安心な居場所を確保するとともに、その質の維持・向上を図ります。全ての子ども・青少年が、社会との関わりの中で健やかに成長できるよう、体験活動の機会や居場所の提供の充実を図るとともに、その成長を見守り、支えるため、地域における環境づくりを進めます。

【主な新規・拡充事業等】放課後キッズクラブ・放課後児童クラブでの医療的ケア児受け入れ支援／より良い放課後の居場所づくりに向けた取組／高校生世代の居場所や相談先をみつける情報サイト（ふあんみつけ）のさらなる周知・広報

3 若者の自立支援施策の充実【中期計画 政策3施策2・3】

○ひきこもり等の困難を抱える若者の自立に向けて、早期発見・早期支援の取組を推進するとともに、本人の状態に応じ、次のステップアップにつながる段階的かつ切れ目のない支援を行います。

【主な新規・拡充事業等】ひきこもり等困難を抱える若者に対するSNS相談の実施【再掲】／寄り添い型生活支援事業における支援者のスキル向上に向けた研修の実施

4 障害児への支援の充実【中期計画 政策13 施策2・3】

- 増加傾向にある発達障害など、障害児が適切な支援を受けられるよう、地域療育センターを中心とした支援の充実を図るとともに、障害児通所支援のサービスの質の維持・向上を図ります。
- 医療的ケア児等が在宅生活において必要とする、医療・福祉・教育分野等の総合的な相談体制の構築及び受入体制の充実に取り組みます。

【主な新規・拡充事業等】○医療的ケア児等への支援の充実／地域療育センターにおける初期支援充実／障害児通所支援事業所への支援と研修の充実／新たな学齢後期障害児支援事業所の開設

5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実【中期計画 政策1 施策1～3】

- 全ての子育て家庭及び妊産婦が安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援を充実させます。
- 心身ともに不安定になりやすい妊娠中から出産後、乳幼児期にわたり必要な支援を受けられるよう、相談体制の強化等により、母子の健康の保持・増進を図ります。

【主な新規・拡充事業等】妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援／「子育て応援サイト・アプリ（仮称）」の構築【再掲】／出産費用の実態把握のための調査実施

6 地域における子育て支援の充実【中期計画 政策1 施策4】

- 安心して出産・子育てができるよう、地域における子育て支援の場や機会の拡充を図るとともに、子育てに関する情報提供・相談対応の充実や、地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり等、子どもの健やかな育ちを支える取組を進めます。

【主な新規・拡充事業等】地域子育て支援拠点に準じた拠点サテライトの整備／親と子のつどいの広場事業の充実／地域子育て支援拠点関係システムの再構築【再掲】／横浜子育てサポートシステムの利用無料クーポン（子サポ de あずかりおためし券）配付

7 ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

【中期計画 政策3 施策5、政策4 施策4】

- ひとり親家庭の生活の安定・向上のため、個々の家庭に応じた子育て、生活、就業の支援及び子ども自身へのサポートなど総合的な自立支援を進めます。
- DVの防止に向け、広報・啓発を行うとともに、DV等の被害者に対し、相談から保護、自立に向けた切れ目のない支援の充実を図ります。

【主な新規・拡充事業等】思春期・接続期支援事業の定員増員／家庭生活支援員（ヘルパー）派遣の利用者負担額無償化／若年女性を対象としたアウトリーチ型支援の実施

8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実【中期計画 政策3 施策4、政策4 施策1～3】

- 子どもの命と権利を守るため、児童虐待の発生防止に向けた取組を一層強化するとともに、児童相談所及び区役所の機能強化、職員の専門性の向上、地域や関係機関との連携強化など児童虐待防止対策を総合的に推進します。
- 様々な理由により家庭で暮らすことのできない児童が、里親などのより家庭的な環境で生活できるよう、社会的養護体制の充実を図ります。

【主な新規・拡充事業等】児童相談所における法律・医療等の専門的対応力の強化／児童相談所の新設・再整備／横浜型児童家庭支援センターの対応力強化／区役所の相談支援機能の強化／ファミリーホームの新規開設／施設等を退所した子どもへのアフターケア／児童虐待防止の広報・啓発

9 ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進

【中期計画 政策1 施策1、政策3 施策3】

- ワーク・ライフ・バランスと多様で柔軟な働き方の推進に向けた企業等への支援や、男女が共に家事や子育てを担うための啓発等を進めます。
- 社会全体で子どもを見守り、子どもを大切にする機運の醸成に取り組むとともに、事件・事故から子どもを守るための取組や、子育て家庭にも優しい環境整備の推進により、安全・安心な暮らしの確保に向けた地域づくりを目指します。

【主な新規・拡充事業等】ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発／ヤングケアラーの支援に向けた取組／次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」策定に向けたニーズ調査の実施

III 目標達成に向けた組織運営

令和5年1月に策定された「行政運営の基本方針」を踏まえ、持続可能な市政の実現に向けて職員一人ひとりが「市民目線」と「スピード感」を持って業務に取り組むことができるような組織運営を行います。また、先の未来も見据えて、より多くの皆様に「横浜で子育てしたい」と思っていただけるよう、子育て世代に向けた新たな施策の創出に、組織一丸となってチャレンジしていきます。

1 人材育成・チーム力の強化

- 性別や職種、雇用形態、勤務形態等を問わず、職員が意欲と能力を最大限発揮できる組織づくりを推進します。責任職は、職員自らがよく考え、日々の仕事を進められるよう支援するとともに、「横浜市人材育成ビジョン」を踏まえ、OJTや研修参加など、職員一人ひとりの能力開発と係長昇任等を見据えたキャリア形成支援に取り組みます。
- 職員間のつながりや相互の情報共有を充実し、課を超えた業務連携や連続性を意識した施策の検討・実施などにより「チームこども青少年局」の機運を醸成します。
- 「子ども・青少年にとって」「子育て世代・保護者にとって」の視点から、区や関係局とも組織を超えて連携し「チーム横浜」として施策・事業に取り組みます。また、改正児童福祉法に基づく「こども家庭センター」の設置に向けて、区局プロジェクト等を実施し、子どもとその家庭への包括的支援について検討します。

2 持続可能な財政運営の推進

- 「政策—施策—事業」体系を踏まえ、その関係性の評価を通じ、目的から必要な事業を議論する組織づくりを推進します。また、評価結果を既存事業の改善や新規事業の検討に活かすなど、「創造・転換」を図ることにより、限られた経営資源の中で、社会情勢の変化に対応しながら、横浜の子どもや子育て家庭のために必要な事業の実施に向け取り組みます。
- 職員一人ひとりが従来の行政運営からの転換を意識し、デジタル化やデータの活用等、効率的・効果的な手法の導入を検討します。

3 ワーク・ライフ・バランスの実現とワークスタイル改革の推進

- 職員一人ひとりが、働き方を見直し、主体的に家事・育児、地域活動、個人の自己啓発等仕事以外の「生活」との調和を図り、心身ともに健康でいきいきと働ける職場環境づくりを推進します。
- 責任職は、計画的な年次休暇の取得や長時間労働の是正をはじめ、出生支援休暇や男性職員の育児休業の取得、介護休暇など、職員の状況に応じた仕事と家庭の両立を支援します。また、業務の適切な進捗管理や職員間の協力体制の確保、業務量の適正化など、職場マネジメントを推進します。
- 職員一人ひとりがペーパーレスや文書整理の徹底、会議の効率化など具体的な取組を進めるとともに、横浜版フレックスタイムやテレワークの活用等、ワークスタイル改革を推進します。

4 市民満足（CS）と職員満足（ES）の向上

- 「市民目線」と「スピード感」を重視して、子ども・青少年の視点に立った支援や子育て世代への支援を行い、「住みたい都市」「住み続けたい都市」「選ばれる都市」を目指すとともに、市民や事業者に寄り添ったわかりやすく丁寧な対応を心がけます。
- 性別や職種、雇用形態、勤務形態等にかかわらず、全ての職員が意欲と能力を発揮できるよう、活発なコミュニケーションが行われ、職員一人ひとりが働きがいを感じ、お互いに「認め合う・支え合う」働きやすい職場環境づくりを進めます。責任職は職員一人ひとりへ日々の取組に対する「感謝」や今後に向けての「期待」を具体的に伝えます。
- 事務処理ミスや不祥事の防止、情報セキュリティ対策を進めるなど、職場全体でリスクマネジメントに取り組み、区や関係機関などと連携を図りながら、市民の皆様の期待や信頼に応える行政を推進します。

5 協働と共創の推進

- 未来を担う子ども・青少年の健やかな育ちを社会全体で支えるため、保育・教育施設をはじめとする子どもの育ちを支える全ての施設・事業や、地域、NPO法人、医療機関、企業など様々な主体との協働・共創による取組を推進します。
- 職員一人ひとりが、子どもや青少年を取り巻く社会情勢の変化にアンテナを張るとともに、積極的に地域に出向き、現場の声を聞くなど、現場発意の施策立案・改善を推進し、子育て世代に響く新たな施策・事業の創出にも取り組んでいきます。

「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における施策分野と事業概要の項目





令和5年度 こども青少年局予算総括表

(単位 : 千円)

| (一般会計) | | | | | |
|-------------------------|-------------|-------------|------------|----------|--|
| 項 目 | 令和4年度 | 令和5年度 | 差 引 | 前年度比 (%) | 備 考 |
| こども青少年費 | 329,048,039 | 343,501,408 | 14,453,369 | 4.4 | |
| 青 少 年 費 | 22,670,619 | 23,269,084 | 598,465 | 2.6 | こども青少年総務費、青少年育成費 |
| 子 育 て 支 援 費 | 205,255,754 | 212,934,807 | 7,679,053 | 3.7 | 地域子育て支援費、保育・教育施設運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所等整備費 |
| こ 福 祉 ど も 保 健 費 | 101,121,666 | 107,297,517 | 6,175,851 | 6.1 | 児童措置費、こども家庭福祉費、親子保健費、こども手当費、児童福祉施設運営費、児童相談所費、児童福祉施設整備費 |
| 諸 支 出 金 | 521,056 | 481,339 | △ 39,717 | △ 7.6 | |
| 特別会計繰出金 | 521,056 | 481,339 | △ 39,717 | △ 7.6 | 母子父子寡婦福祉資金、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金 |
| 一 般 会 計 計 | 329,569,095 | 343,982,747 | 14,413,652 | 4.4 | |
| (特別会計) | | | | | |
| 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 会 計 | 907,870 | 521,341 | △ 386,529 | △ 42.6 | 母子父子寡婦福祉資金貸付金、事務費、公債費、一般会計繰出金 |
| 特 別 会 計 計 | 907,870 | 521,341 | △ 386,529 | △ 42.6 | |
| | | | | | |

特集1

保育・教育の基盤づくり

乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎を培う大切な時期であり、人間形成にとって重要な時期です。

子どもの豊かな育ちを支えるためには、家庭、地域、保育所、幼稚園、認定こども園など育ちの場が変わっても、子どもの最善の利益が尊重されることが大切です。「質の確保・向上」「受入枠の確保」「人材確保」の一体的取組により、横浜の保育・教育の基盤づくりを進めます。

保育を必要とされる方が利用できるよう、保留児童の分析結果による4つの対策の方向性に基づいた取組も進めていきます。

■ 質の確保・向上

子どもの豊かな育ちを支えるためには、全ての保育所や幼稚園等で保育士や幼稚園教諭などの保育者が高い専門性と意欲を持つことが大切です。保育・教育の質の確保・向上に向け、研修の充実を図るとともに、保育・教育の方向性を示した「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」の理解を深めるための取組を推進します。

あわせて、施設・園がその保育者を支え、適切に運営できる体制を整えることにより質の高い保育を保障していきます。また、看護職を複数配置し、常時、医療的ケア児の受け入れが可能な園を「医療的ケア児サポート保育園」として新たに認定します。

■ 受入枠の確保

本市における保育所等の利用希望は引き続き増加しており、特に1・2歳児の保育ニーズへの対応が必要です。変化する保育ニーズに対応するため、地域の状況に基づき、既存の保育・教育資源の活用を進めます。受入枠が不足するエリアについては、保育所等を整備するなど、待機児童解消に向けて、市全体で新たに1,295人分の受入枠を確保します。

あわせて、一時保育等について、ニーズが高い0歳児の預かりに対する補助の拡充や、施設改修費の補助を新設するなど、預かり事業の充実を図ります。

■ 人材確保

保育士・幼稚園教諭等の保育者の需要が高まる一方で、養成施設の入学者が減少傾向にあるなど、新たな担い手の確保が厳しい状況が続いている。これから保育者を目指す方に、本市の保育の魅力を感じてもらうことや、保育者が社会基盤を支えるエッセンシャルワーカーとして、自信と誇りを持って長く働ける職場環境の構築が重要です。

採用と定着の両輪で支援を進め、子どもの豊かな育ちを支える保育者の確保に取り組みます。

【参考】経験×データで待機児童対策のその先へ～保留児童対策タスクフォースの取組～

希望どおりの保育所等を利用できていない保留児童の詳細なニーズを把握し、対策に繋げるため、令和4年4月の保留児童1,647人※の分析結果と4つの対策の方向性を、令和4年9月に公表しました。令和5年度予算では、それぞれの対策の新規・拡充事業を計上し、保育を必要とされる方が利用できるよう、取組を進めていきます。

※育児休業延長希望者1,290人を除く

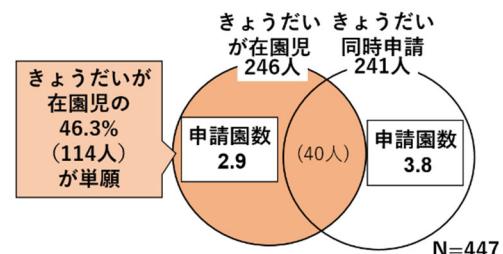
① 1・2歳児の受入枠確保

- 保留児童の約7割を1・2歳児が占める。
- きょうだいが既に保育園在園の場合は、申請園数が少なく、約半数が単願（1園）だった。【図1参照】
- 制約条件が見られず、入所できた方の中央値を超える6園以上を申請して保留となった方の居住地は、認可保育所などの整備が必要なエリアとほぼ一致。

主な取組 【P10】

- 0歳児から1歳児への定員振替への助成新設
- 中規模な改修補助への助成件数の拡充
- 整備が必要なエリアでの認可保育所等の整備

【図1】きょうだい在園児・同時申請の申請園数平均



② 一時保育等の拡充

- 短時間就労者や内定者は申請園数が多く、横浜保育室等の入所割合が高い。こうした利用調整のランクが低い方の中には、一時保育等で対応可能な場合がある。【図2参照】
- ご家庭で育児をする方のリフレッシュの面からも一時預かりは必要なサービスである。

主な取組 【P10】

- 一時預かり事業等における0歳児の預かりに対する補助の拡充等
- 新たに赤ちゃんが生まれた世帯への一時預かりクーポンの配付
- 幼稚園等における長時間預かりの拡充

【図2】利用調整のランクが低い方の申請園数等

| 項目 | 該当者数 | 申請園数平均 | 横浜保育室等入所割合 |
|--------|--------|--------|------------|
| 短時間就労者 | 112人 | 4.9園 | 35.7% |
| 内定者 | 146人 | 5.4園 | 34.2% |
| 求職者 | 382人 | 5.2園 | 11.3% |
| 保留児童平均 | 1,647人 | 4.4園 | 26.5% |

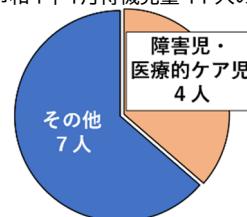
③ 障害児・医療的ケア児の対応

- 障害児や医療的ケア児の平均申請園数は3.3園で、保留児童平均4.4園より少ない傾向がある。
- 令和4年4月の待機児童11人のうち、4人が障害児・医療的ケア児であり、待機児童になる割合が高い。【図3参照】

主な取組 【P9】

- 「医療的ケア児サポート保育園」の認定
- 医療的ケア対応看護職雇用費の拡充や施設改修費の新設等

【図3】令和4年4月待機児童11人の内訳



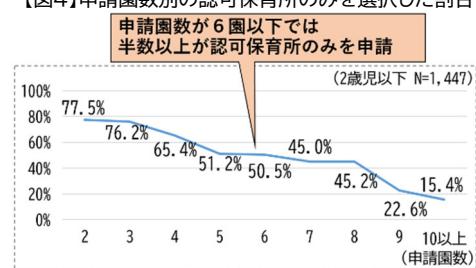
④ 選択肢を増やすための情報発信及び保育の質の向上

- 保留児童の申請園数は平均4.4園で、単願の方が3割を占める。新規入所児の平均申請園数6.4園より低く、単願の割合が高い。
- 2歳児以下の方は、申請園数が少ないと認可保育所のみを選択する傾向にある。また、3園以上申請した440人のうち選択した園の範囲内にある小規模保育事業に入所できた方は97人。【図4参照】

主な取組 【P9】

- 園選びのための保育所等情報サイトの作成
- 自・他園で園内研修等を援助・コーディネートする人材の育成
- 幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究

【図4】申請園数別の認可保育所のみを選択した割合



令和5年度の重点取組

1 質の確保・向上

| 事業・取組名 | 主な取組内容等 |
|---|--|
| (1) 保育・教育の質の確保・向上 【拡充】 【1億5,950万円】 | 保育・教育の専門性を高めるため、キャリアに応じた研修・研究を実施します。また、 <u>保育の質を向上する取組を推進するため、自・他園で園内研修や公開保育を援助・コーディネートする人材の育成を行います。</u> |
| (2) 医療的ケア児の受け入れ推進 【拡充】 【9億1,167万円】 | 看護職を複数配置し、 <u>常時、医療的ケア児の受け入れが可能な園を「医療的ケア児サポート保育園」として新たに12園認定します。</u> また、医療的ケアを行う看護職の雇用費を拡充するほか、衛生用品等の消耗品費、施設改修費、研修受講費等を新たに助成します。 |
| (3) 幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業 【新規】 【942万円】 | 文部科学省の「幼保小の架け橋プログラム」調査研究事業モデル地域として、保育・教育施設、小学校等への支援を充実させるとともに、実践事例を広く発信し、「架け橋期」とされている5歳児から小学校1年生の保育・教育の充実を図ります。 |
| (4) 園選びのための保育所等情報サイトの作成 【新規】 【1,100万円】 | 情報収集や園見学などを通じて、希望施設の選択肢を広げるため、各保育所等の雰囲気や魅力を効果的に発信するウェブサイトを作成し、保護者の園選びを支援します。 |
| (5) 保育士等及び保育支援者の追加配置への支援 【拡充】 【142億4,341万円】 | 本市の配置基準に加え、追加で配置する保育士等に係る助成（障害児等受入加算、ローテーション保育士雇用費等）を拡充します。また、園児の安全を確保するため、登園時やプール活動時など人手が多く求められる時間帯に保育支援者を配置する場合の加算を新設します。 |
| (6) 登園管理システムの導入支援 【拡充】 【3億1,478万円】 | 認可保育所等に対する登園管理システム導入にかかる補助上限額を拡充するとともに、導入を推進するために補助要件を緩和します。また、認可外保育施設を対象に、新たに登園管理システム導入にかかる費用の助成を実施します。 |

（参考）4年度2月補正予算（子どもの送迎車両等における安心・安全対策支援）※5年度へ繰越

| 事業・取組名 | 主な取組内容等 |
|--|--|
| ※保育所等に加え、(1)・(4)は放課後、障害児、児童養護、(2)・(3)は障害児の関係施設・事業所にも実施 | |
| (1) 送迎バスへの安全装置の導入支援 【3億420万円】 | 送迎バスにおける車内の子どもの見落としを防止する装置の導入費用を助成します。 |
| (2) 登園管理システムの導入支援 【1億5,008万円】 | 子どもの登降園状況を管理するシステムの導入に係る費用を助成します。 |
| (3) ICTを活用した子ども見守りサービス導入支援 【2億9,280万円】 | 子どもの安全対策に資するGPS等ICTを活用した子どもの見守りサービスに係る機器の導入費用を助成します。 |
| (4) 安全管理マニュアルの研修 【100万円】 | 運転手やバスに同乗する職員に対する安全管理研修を実施します。 |

2 受入枠の確保

| 事業・取組名 | | | 主な取組内容等 |
|--|--|---------------------------|--|
| (1) 保育ニーズの高い1歳児の受入枠拡大<拡充> 【2億7,566万円】 | ア | 1歳児枠拡大に向けた定員構成の見直し<拡充> | 既存施設において、引き続き1歳児の受入枠を拡大するための定員変更を行う場合の補助を実施するとともに、 <u>0歳児の定員を1歳児に振り替える場合の補助を新設します。</u> |
| | イ | 中規模な改修による既存活用推進事業<拡充> | 既存施設の中規模な改修において、1・2歳児定員増を行う場合、老朽化した設備等の改修費を <u>18か所に補助します。</u> |
| | ウ | 入所が可能な小規模保育事業への送迎支援<新規> | <u>1・2歳児で保留となった方が、自宅から距離がある入所が可能な小規模保育事業を利用する場合に、駐車場の確保に係る費用を助成します。</u> |
| (2) 一時預かり事業等<拡充> 【23億4,901万円】 | ア | 0歳児加算、一時保育実施のための改修費補助<拡充> | <u>一時保育等のニーズに対応するため、0歳児の預かりに対する補助を拡充するほか、施設改修費に対する補助の新設等により、受入れ体制を強化します。</u> |
| | イ | はじめてのおあずかり券<新規> | <u>5年度に新たに赤ちゃんが生まれた世帯に、一時預かりを利用できる24時間分の無料クーポン（はじめてのおあずかり券）を配付し、子育ての負担感を軽減します。</u> |
| | ウ | 減免制度の拡充<拡充> | <u>年収360万円未満相当世帯に対して、利用料の減免（3分の2減免）を新たに実施します。</u> |
| (3) 幼稚園等における長時間預かり<拡充> 【52億143万円】 | 私立幼稚園等預かり保育事業を新たに2園、私立幼稚園2歳児受入れ推進事業を新たに5園で実施します。 | | |

3 人材確保

| 事業・取組名 | | | 主な取組内容等 |
|---|--|--|---|
| (1) 潜在保育士等への就労奨励金交付事業<新規> 【500万円】 | | | <u>潜在保育士等が、かながわ保育士・保育所支援センターを通じて、市内保育所等に就職した場合、一人あたり5万円を支給します。</u> |
| (2) 「働きやすい環境づくり」を目的とした施設長向け研修<新規> 【30万円】 | | | <u>保育士等の定着支援のため、労務管理や職場環境の改善等をテーマにした研修を実施します。</u> |
| (3) 保育士宿舎借り上げ支援事業<拡充> 【27億2,632万円】 | | | <u>保育所等を運営する民間事業者に対して、雇用する保育士向けに宿舎を借り上げるための補助を行います。（申請見込み件数：4,535戸）</u> |

児童虐待 対策の 推進

「横浜市子供を虐待から守る条例」及び「児童虐待に対する8つの対策」を基に、総合的な児童虐待対策に取り組みます。

令和5年度は、引き続き新たな児童相談所整備を進めるほか、区・児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化を図るとともに、人材育成や支援策の充実など、これまでの取組を更に強化し、子どもの安全確保を最優先として、対策を進めています。

また、「子どもに対する体罰等の禁止」などについて、同条例で明文化したことを踏まえ、広報・啓発を強化し、体罰等によらない子育てを推進していきます。

児童虐待に対する8つの対策

児童虐待の未然防止から発生時対応、再発防止、児童の自立に向けた支援に至るまでの対応を、「8つの対策」にまとめ、総合的に取り組んでいます。

| | | | | | |
|-----|---------|-----|-------------|-----|----------|
| 対策1 | 支援策の充実 | 対策2 | 体制の整備・強化 | 対策3 | 組織的対応の強化 |
| 対策4 | 人材育成 | 対策5 | 関係機関相互の連携強化 | 対策6 | 社会的養護の推進 |
| 対策7 | 広報啓発の強化 | 対策8 | 地域子育て支援の推進 | | |

令和5年度の重点取組

1 支援策の充実： 区・児童相談所などの支援策を充実することで、虐待の未然防止から再発防止まで、それぞれの対策を強化し、子どもの安全を守ります。

| 事業・取組名 | | 主な取組内容等 |
|--------|------------------------------------|--|
| (1) | かながわ子ども家庭 110 番相談LINE 【3,000万円】 | 家族の悩みや子育ての不安などを気軽に相談できるようにするため、「かながわ子ども家庭 110 番相談LINE」を運用し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。 |
| (2) | 妊娠・出産サポート事業 <拡充> 【3億495万円】 | 「にんしんSOSヨコハマ」で新たにSNSを活用した相談を実施するほか、産後母子ケア事業や、産後うつ等の心の不調を抱える妊産婦や家族が精神科医に相談しやすい環境を整備するための「おやこの心の相談」を実施します。 |

2 体制の整備・強化： 支援の中心を担う区、児童相談所、学校をはじめ、施策を推進するための体制を強化します。

| 事業・取組名 | | 主な取組内容等 |
|--------|-----------------------------------|---|
| (1) | 区役所の相談支援機能の強化 <拡充> 【6億8,060万円】 | 区役所における児童虐待対応と支援が必要な子どもとその家庭への相談支援に取り組みます。 また、さらなる相談支援機能の強化を図るため、改正児童福祉法に基づく「こども家庭センター」の設置に向けた検討を進めます。 |
| (2) | 公立児童福祉施設整備事業 <拡充> 【19億8,865万円】 | 増加する児童虐待対応と支援強化のため、南部児童相談所の再整備を進めます。（移転新設工事） また、（仮称）東部児童相談所の新規整備を進めます。（実施設計） |
| (3) | 児童相談所の機能強化 <拡充> 【21億9,812万円】 | 児童虐待相談対応件数や一時保護件数の推移を踏まえ、各児童相談所の相談・支援体制の強化を進めます。 また、児童相談所のDXを推進することで、児童相談所職員が子どもや保護者に向き合う時間のさらなる確保を図ります。 |

3 組織的対応の強化：「子ども虐待対応における連携強化指針」に基づいて区と児童相談所の連携を強化し、組織的対応を推進します。

| 事業・取組名 | 主な取組内容等 |
|---------------------------|---|
| 児童虐待初期対応事業 【1億5,435万円】 | 「よこはま子ども虐待ホットライン」の運営など、24時間365日の児童虐待相談・通告に迅速かつ的確に対応します。 |

4 人材育成：区の虐待対応力の向上と、児童相談所の専門性強化に加え、関係機関を対象にした研修を充実します。

| 事業・取組名 | 主な取組内容等 |
|---------------------------|---|
| 専門性強化の取組＜拡充＞ 【2,935万円】 | 虐待対応における専門性強化のため、研修等を実施するなど、人材育成の充実を図ります。加えて、区におけるケース対応や職員のメンタルケア等に関する専門家からの助言をよりタイムリーに受けられるよう体制を拡充します。 また、弁護士による児童相談所職員への法的助言の機会を拡充します。 |

5 関係機関相互の連携強化：要保護児童対策地域協議会の充実により、関係機関相互の多様なネットワークを形成し、連携強化を推進します。

| 事業・取組名 | 主な取組内容等 |
|----------------------------|---|
| 関係機関との情報共有、連携強化 【528万円】 | 地域における支援体制の維持・向上のため、関係機関向けの研修実施など、ネットワークの充実を図ります。 |

6 社会的養護の推進：児童福祉施設の整備、家庭的な環境での養育の推進、退所後児童に対するアフターケアの充実など、子どもを支える一貫した社会的養護体制づくりを推進します。

| 事業・取組名 | 主な取組内容等 |
|---------------------------------|--|
| (1) 里親制度等の推進＜拡充＞ 【2億1,565万円】 | 里親委託をさらに推進するため、フォースタリング事業を民間委託し、里親の積極的なリクルート等を行うことで、里親の担い手を増やしていきます。 また、里親制度を分かりやすく解説した広報動画を作成し、制度の周知を進めていきます。 |
| (2) 養育支援の充実＜拡充＞ 【6億263万円】 | 横浜型児童家庭支援センターで、区役所や児童相談所等と連携し、家庭での子育てに関する専門的な相談や支援が必要な家庭の見守り、一時的な子どもの預かり等を実施します。 また、一時預かりの受入体制の強化と、児童養護施設等に併設していない独立型施設の施設長の常勤化を進めます。 |

7 広報啓発の強化：支援を必要とする保護者に向けた啓発の取組や、地域の力で子どもと家庭を支える環境づくりを推進します。

| 事業・取組名 | 主な取組内容等 |
|------------------------|---|
| 広報・啓発＜拡充＞ 【1,764万円】 | 「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づき、関係機関等と連携した広報・啓発事業を実施します。引き続き、SNSを活用した広報・啓発に取り組みます。 また、地域の民生委員・児童委員等を対象に「児童虐待防止サポートー養成講座」を開催し、地域における見守り体制を充実します。 |

8 地域子育て支援の推進：育児の孤立化を防止し、安心して子育てができる環境をつくるため、地域における多様な子育て支援策を推進します

| 事業・取組名 | 主な取組内容等 |
|---------------------------------|---|
| 地域子育て支援拠点事業＜拡充＞ 【14億6,508万円】 | 地域子育て支援拠点サテライトの設置（新規1か所、継続8か所）と拠点サテライトにおける利用者支援事業を実施（新規1か所、継続7か所）します。 |

子どもの 貧困対策

「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に基づき、子どもの育ちや成長を守り、貧困の連鎖を防ぐため、教育、福祉、子育て支援等の総合的な取組を進めます。

令和5年度は、子どもの生活・学習支援など、将来の自立に向けた基盤づくりを着実に推進します。

また、ひとり親世帯に対する自立支援や減免制度、ひきこもり等困難を抱える若者への支援の充実を図るとともに、ヤングケアラーへの支援として、新たに、支援団体への補助や関係機関向け研修等を行います。

横浜市の子どもの貧困対策の基本目標

横浜の未来を創る子ども・青少年が、自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくりだしていく力を育むことができるまち「よこはま」を目指します。

子ども・青少年が健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、その生まれ育った環境に関わらず、教育・保育の機会と必要な学力を保障し、たくましく生き抜く力を身に付けることができる環境を整えます。

令和5年度の重点取組

1 将来の自立に向けた基盤づくりのための「生活支援・学習支援」

| 事業・取組名 | | 主な取組内容等 |
|--------|-------------------------------------|--|
| (1) | 寄り添い型生活支援事業 ＜拡充＞ 【3億4,146万円】 | 養育環境に課題がある家庭に育つ小・中学生等に対し、生活・学習習慣（食事、歯磨き、宿題など）の習得のための支援を実施します。また、 <u>支援者を対象とした研修を実施し、支援者のスキル向上と支援内容の標準化を図ります。</u> ○実施か所数 18区・21か所 |
| (2) | 寄り添い型学習支援事業 《健康福祉局》 【3億919万円】 | 貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する学習支援を全区で実施します。また、高校に行っていない子どもも含めた高校生世代に対し、将来の自立に向けた講座の開催や、居場所等の支援を実施します。 ○実施か所数 18区・40か所（4年度：41か所） |
| (3) | 放課後学び場事業 《教育委員会事務局》 【3,466万円】 | 家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていない小・中学生に対する学習支援を学校等において実施します。 ○実施校：36校（小学校）、72校（中学校※） ※うち、4年度から新たに企業やNPO法人による運営を委託（7校） |
| (4) | 就学奨励事業 《教育委員会事務局》 【22億229万円】 | 小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの児童生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費、学校給食費等を援助し、就学を奨励します。また、小・中学校への入学前に学用品等を購入するための入学準備費の支給を実施します。 小学校・中学校の個別支援学級に通学する方の経済的負担を軽減することを目的として、就学奨励費を支給します。 |

2 困難を抱える子ども・若者、家庭を支援につなぐ「仕組みづくり」

| 事業・取組名 | | 主な取組内容等 |
|--------|---|---|
| (1) | 子どもの居場所づくり支援事業 【1,400万円】 | 子ども食堂等の地域の取組が推進されるよう、支援に取り組みます。 ○子どもの居場所づくり活動支援補助金の交付 ○子どもの居場所づくり支援アドバイザーの派遣による相談支援 ○フードバンク等と連携した食材等の配付 |
| (2) | ひきこもり等困難を抱える若者への支援の推進 <拡充> 【3億4,767万円】 | 青少年相談センター、地域ユースプラザ及び若者サポートステーションを中心に、ひきこもり等困難を抱える若者の自立及び社会参加に向けた支援を進めていきます。また、 <u>来所や電話でつながりにくい若者からの相談を受け付けるため、SNSを活用した相談窓口を開設します。</u> |
| (3) | ヤングケアラーの支援に向けた取組<拡充> 《こども青少年局、健康福祉局、教育委員会事務局》 【4,246万円】 | 4年度に実施した実態把握調査の結果等を踏まえ、ヤングケアラーを見守り、支える環境づくりを進めていきます。 ○ <u>広く市民に向けた広報・啓発や関係機関向け研修等の推進</u> ○ <u>ピアサポートやオンラインサロンを実施する支援団体への補助</u> ○ <u>家事や育児支援を必要とする家庭へのヘルパー派遣事業の充実</u> ○ <u>関係機関の連携や支援の強化に向けた検討会の設置</u> |
| (4) | 困難を抱える高校生支援事業（市立横浜総合高校「ようこそカフェ」運営支援）<拡充> 《教育委員会事務局》 【556万円】 | 様々な困難を抱える生徒の社会的孤立の予防やコミュニケーション能力の向上、キャリア形成の支援等のための取組を実施します。 ○横浜総合高校において、無料で飲み物等を用意し、リラックスした友人との交流の場を提供するとともに、大学生や社会人との交流・相談の場づくり、相談スタッフによる個別相談の実施 等 ○就業体験プログラム、 <u>社会貢献活動・ボランティア活動の実施</u> |

3 生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」

| 事業・取組名 | | 主な取組内容等 |
|--------|----------------------------------|--|
| (1) | 児童扶養手当 【87億7,978万円】 | ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します（年6回）。 |
| (2) | ひとり親家庭等自立支援事業<拡充> 【4億1,437万円】 | ひとり親家庭等に対する就業支援や生活支援等の総合的な自立支援を進めます。 ○日常生活支援事業： <u>利用者負担額を無償化します。</u> ○思春期・接続期支援事業： <u>定員を80名から100名に増員します。</u> |
| (3) | ひとり親世帯等に対する減免制度 【9,485万円】 | 多様な保育ニーズに対応した一時預かりなどを経済的負担なく利用できる環境を整備します。 |

4 孤立を防ぎ、自立につなぐ「施設等を退所する子どもへの支援」

| 事業・取組名 | | 主な取組内容等 |
|--------|---------------------------------------|--|
| | 施設等退所後児童に対するアフターケア事業<拡充> 【6,445万円】 | 支援拠点（よこはまPortFor）の運営や、相談支援を実施するほか、資格等取得、大学等初年度納入金及び家賃の支給等、進学・就職後のフォローアップを行います。また、 <u>公認心理師等による心理的ケアを実施するほか、大学等初年度納入金の支給額の上限を60万円から120万円に増額します。</u> |

特集4

医療的ケア児 ・障害児への 支援の充実

「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」及び「第4期障害者プラン」に基づき、障害のある児童が、一人ひとりの育ちに適した療育や支援を受けることができるよう、必要な取組を進めています。

令和5年度は「医療的ケア児サポート保育園」の認定など、医療的ケア児・者の日常生活及び社会生活を支えるための取組を推進します。

また、地域療育センターの利用を希望する児童及びその保護者が、速やかに必要な支援を受けられるよう、地域療育センターにおける初期支援の充実等に取り組みます。

医療的ケア児・者等への支援の充実

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和3年9月施行）を踏まえ、医療的ケア児・者の日常生活及び社会生活を支えるための取組を推進します。
- 保育所・学校・放課後児童健全育成事業所等における医療的ケア児の受け入れ環境の整備を進めます。
- 地域生活を支えるため、医療・福祉・教育等の多分野にわたる相談・調整を行うコーディネーターによる支援を行います。また、支援に必要な知識・技術の普及啓発を行う支援者の養成に取り組みます。
- 医療的ケアを担う看護師等の確保・育成を目的として研修を実施します。

令和5年度の重点取組

1 保育所等における支援

| 事業・取組名 | | 主な取組内容等 |
|--------|---|---|
| (1) | 保育所等における医療的ケア児の支援<拡充> 再掲(P.9) 【8億9,073万円】 | 看護職を複数配置し、 <u>常時、医療的ケア児の受け入れが可能な園</u> を「医療的ケア児サポート保育園」として新たに12園認定します。また、医療的ケアを行う看護職の雇用費を拡充するほか、衛生用品等の消耗品費を新たに助成します。 |
| (2) | 医療的ケア児・障害児の受け入れ園の施設改修等<新規> 再掲(P.9) 【1,750万円】 | 医療的ケア児・障害児を受け入れる園に対し、 <u>施設改修費や駐車場等の整備費、備品等の購入費を助成します。</u> |
| (3) | 受け入れ推進のための研修等の充実<拡充> 再掲(P.9) 【344万円】 | 医療的ケア児について基礎的な知識や、受け入れ施設での保育の事例を学ぶ研修を実施し、普及啓発を図ります。また、 <u>看護職や保育士等の研修受講費用や研修中の代替職員の雇用費を助成します。</u> |
| (4) | 医療的ケア児保育教育検討会議の実施<新規> 【69万円】 | 保育所等に入所希望の医療的ケア児に係る <u>保育上の配慮事項等について、医師・看護師・施設長等より意見を聴取します。</u> |

2 学校における支援

| 事業・取組名 | | 主な取組内容等 |
|--------|---|--|
| (1) | 学校における医療的ケア児の支援<拡充> 《教育委員会事務局》 【5億3,830万円】 | 医療的ケアが必要な児童生徒への対応のため、 <u>肢体不自由特別支援学校6校の看護師体制を拡充します。</u> また、小中学校等で日常的に医療的ケアが必要な児童生徒に、訪問看護師を派遣します。 |

3 放課後における支援

| 事業・取組名 | 主な取組内容等 |
|---|---|
| (1) 放課後児童健全育成事業所における医療的ケア児の支援 ＜拡充＞ 【1,860万円】 | 医療的ケア児の受入れの推進を図るため、 <u>医療的ケア児を受入れたクラブが看護師を配置した場合の支援を1か所から4か所に拡充するとともに、受入れのための施設改修費補助を新設します。</u> |

4 地域生活における支援（その他）

| 事業・取組名 | 主な取組内容等 |
|--|--|
| (1) 医療的ケア児・者等支援促進事業《こども青少年局他3局》 【3,767万円】 | 医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを推進（支援者養成研修の実施等）します（こども青少年局、健康福祉局、医療局、教育委員会事務局の4局で実施）。 |
| (2) 医療的ケアを担う看護師等に対する研修＜新規＞ 【600万円】 | <u>保育所や放課後児童健全育成事業所等において医療的ケアを担う看護師等の確保・育成を目的として、研修を実施します。</u> |
| (3) 多機能型拠点の運営・整備 《健康福祉局》 【8億5,332万円】 | 常に医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等とその家族の地域生活を支援する多機能型拠点（3か所）の運営補助を行うとともに、引き続き4か所目の整備を進めます（6年度開所予定）。 |

地域療育センターにおける支援の充実

発達障害児の増加や保護者の就労状況等によるニーズの変化を踏まえ、速やかに必要な支援を実施できるよう以下の取組を進めます。

- 利用申込後、早期に支援を開始するため、初期支援を充実します。
- 保育所等への巡回訪問を拡充するため、職員体制を充実します。
- 利用児增加への対応や医療的ケア児等への対応等、集団療育の充実を図ります。

令和5年度の重点取組

| 事業・取組名 | 主な取組内容等 |
|--------------------------------------|---|
| (1) 初期支援の充実 ＜拡充＞ 【1億2,808万円】 | 利用申込後、早期に支援を開始するため、子どもの遊びの場の提供と保護者への相談対応を行う「ひろば事業」や、心理職による面接などの初期支援を充実します。（5年度開始：西部・北部／拡充：東部／準備：他6センター） |
| (2) 保育所等への支援の充実 ＜拡充＞ 【5,580万円】 | 障害のある児童が通う保育所、幼稚園、小学校等に、児童の特性に合わせた適切な支援方法の助言を行う「巡回訪問」を拡充するため、各地域療育センターにソーシャルワーカーを増員します。 |
| (3) 集団療育の充実＜拡充＞ 【1億352万円】 | 利用児童の増加が顕著な東部地域療育センターについて、6年度の集団療育の場の増設に向けて、施設改修等の準備を進めます。また、集団療育のクラスにおける医療的ケア児や行動障害のある児童の対応のため、各地域療育センターに非常勤の看護師や保育士等を配置します。 |

特集5

DXの推進

「横浜DX戦略」では、リーディングプロジェクトの1つとして、「子育てDX」を位置付けています。デジタル技術を活用し、子育て支援サービスを利用しやすい環境の充実、事務の負担軽減などに向けて取組を推進します。

1 子育て家庭の利便性向上

| 事業・取組名 | | 主な取組内容等 |
|--------|---|--|
| (1) | 子育て応援サイト・アプリ（仮称）の構築＜新規＞ 【3億869万円】 | オンライン手続きや子育て情報等を提供する「子育て応援サイト・アプリ（仮称）」を構築し、負担軽減による利便性の向上や、子育てに関する満足度等の向上を図ります。 |
| (2) | 地域子育て支援拠点関係システムの再構築＜新規＞ 【2億5,000万円】 | 会員証のデジタル化や利用登録申込など各種手続のオンライン化による利便性向上を図ります。 |
| (3) | 園選びのための保育所等情報サイトの作成＜新規＞ 再掲(P.9) 【1,100万円】 | 情報収集や園見学などを通じて、希望施設の選択肢を広げるため、各保育所等の雰囲気や魅力を効果的に発信するウェブサイトを作成し、保護者の園選びを支援します。 |
| (4) | 市立保育所業務支援システム 【3,368万円】 | スマートフォンを活用した園からのお知らせの受信や欠席連絡等の利用により、保護者の利便性向上を図ります。 |
| (5) | 保育料等のコンビニ収納委託＜新規＞ 【3,790万円】 | 保護者の利便性向上のため、6年度からのコンビニ納付の導入に向けたシステム改修を行います。 |
| (6) | 一時預かりWeb予約システム 【1,259万円】 | 一時預かりWeb予約システムの運用保守、改修を行い、利用者の利便性の向上を図ります。 |
| (7) | SNS相談の実施＜拡充＞ 再掲(P.11、14) 【9,000万円】 | 相談しやすい環境を整えるため、SNSを活用した相談を実施します。 ○にんしんSOSヨコハマ ○ひきこもり等困難を抱える若者からの相談 ○かながわ子ども家庭110番相談LINE |

2 事業者の事務負担軽減と効率的な情報共有

| 事業・取組名 | | 主な取組内容等 |
|--------|--|---|
| (1) | 放課後児童健全育成事業におけるデジタル化の推進＜新規＞ 【1,024万円】 | クラウドサービス上で、キッズクラブ・児童クラブ向けの情報受伝達や一部の補助金申請業務のオンライン手続をモデル実施し、クラブと区局等との連携及び将来的な業務負担軽減を図ります。 |
| (2) | クラウドサービスを活用した保育・教育施設との連携 【4,883万円】 | 保育・教育施設とのグループウェア導入により、施設への迅速で効率的な情報受伝達や、給付費申請のオンライン化により、施設職員の事務負担軽減を図ります。 |

3 行政事務の効率化

| 事業・取組名 | | 主な取組内容等 |
|--------|---|---|
| (1) | 児童相談所業務のDX＜新規＞ 再掲(P.11) 【1億7,463万円】 | 電話相談にAI文字起こしシステムを導入するなど、児童相談所におけるDXを進め、迅速な対応の強化や業務の効率化等を図ります。 |
| (2) | RPA・AI-OCRの活用 【1億1,174万円】 | 母子保健業務や保育所入所事務等について、RPAやAI-OCRを活用し、事務の効率化を図ります。 |

新型コロナ 対策

本市では、新型コロナウイルス感染症から市民の安全と健康を守るために、国・県・関係機関と連携し、ワクチン接種体制や診療・検査体制の充実のほか、療養環境の整備、保健所体制の強化等に取り組んできました。引き続き感染状況に応じた適切な対応を進めます。

【こども青少年局における事業・取組】

| 事業・取組名 | 主な取組内容等 |
|--|---|
| (1) 新型コロナウイルス感染症患者の子どもの受入環境整備事業 【4,173万円】 | 保護者が新型コロナウイルス感染症により入院し、親族等による保護も難しい場合など、やむを得ない事情により養育者不在となった子どもについて、医療機関に一時的に受け入れ、保護します。 |
| (2) 休園時の代替保育利用料支援事業 【100万円】 | 感染症拡大や風水害等により、臨時休園となった施設の在園児童が、やむを得ず代替保育を利用した際の利用料を保護者に対して補助します。 |
| (3) 児童福祉施設等における感染症拡大防止対策事業 【23億4,438万円】 | 児童福祉施設等における感染拡大防止を図るため、感染防止に資する備品購入等に対する経費や、施設職員が感染症対策の徹底を図りながら施設運営できるために必要な経費を補助します。 また、感染症対策を目的とした簡易な改修にかかる経費を補助します。 |
| (4) 障害児施設等における福祉サービス継続支援事業 【3,199万円】 | 新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を補助します。 |
| (5) 児童福祉施設等に対する抗原検査事業 【2億5,204万円】 | 児童福祉施設等において、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が発生した場合などに、職員が即時に検査を行い必要な対策をとる事ができるよう、抗原検査キットを配付します。 |
| (6) 妊娠・出産サポート事業 (分娩前PCR検査事業) 【2,950万円】 | 感染症のリスクが続く中でも安心して妊娠・出産ができるよう、感染症に対して強い不安を抱えている妊婦を対象に、分娩前のPCR検査費用を補助します。 |
| (7) ひとり親世帯フードサポート事業 【1,719万円】 | 感染拡大の影響により困窮しているひとり親世帯を支援するため、フードバンクを活用した食品提供を行います。 |

施策分野1

基本施策①

| 新制度における 保育・教育の実施等 | | |
|----------------------|-------|-------------------|
| 本年度の財源内訳 | 本 年 度 | 千円 168,582,643 |
| | 前 年 度 | 162,442,803 |
| | 差 引 | 6,139,840 |
| | 国 | 58,185,442 |
| 本年度の財源内訳 | 県 | 26,493,876 |
| | その他 | 11,276,698 |
| | 市 費 | 72,626,627 |

事業內容

子ども・子育て支援法に基づき、「教育・保育給付」の認定を受けた子どもに対する保育・教育を実施します。なお、3歳児から5歳児の子ども及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもは、利用料が無料となります。

また、各区に保育・教育コンシェルジュを設置し、適切な保育・教育につなげるための支援等を行います。

1 「教育・保育給付」の認定を受けた子どもの保育・教育＜拡充＞

1,597億4,640万円(1,533億6,325万円)

給付の認定区分に応じた保育・教育を実施します。新制度における施設型給付及び地域型保育給付、保育・教育の質の向上等のための市獨自助成を給付対象施設・事業に支給し、保育・教育の質を確保し、安定的かつ継続的な運営を支援します。

(1) 施設型給付及び地域型保育給付

1,263億3,650万円

ア 施設型給付費 1,158億1,226万円
保育所、幼稚園、認定こども園で認定区分に応じた保育・教育を実施します。

| 内訳 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|---------|---------|
| 民間保育所 | 796か所 | 807か所 |
| 市立保育所 | 61か所 | 58か所 |
| 幼稚園（給付対象施設） | 107か所 | 114か所 |
| 幼保連携型認定こども園 | 49か所 | 52か所 |
| 幼稚園型認定こども園 | 15か所 | 15か所 |
| 計 | 1,028か所 | 1,046か所 |

○ 利用見込児童数 1号認定 : 月平均 約25,100人
2・3号認定 : 月平均 約69,400人

イ 地域型保育給付費 105億2,424万円
小規模保育事業、家庭的保育事業（家庭保育福祉員）、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業で0～2歳児（3号認定）の保育を実施します。

| 内訳 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|
| 小規模保育事業 | 229か所 | 241か所 |
| 家庭的保育事業 | 22か所 | 19か所 |
| 事業所内保育事業 | 4か所 | 4か所 |
| 居宅訪問型保育事業 | 1か所 | 1か所 |
| 計 | 256か所 | 265か所 |

○ 利用見込児童数：月平均 約3,800人

(2) 保育・教育施設及び地域型保育向上支援費<拡充>

特集1、4

334億989万円

給付対象施設・事業者に対して、保育・教育の質の向上のため、本市独自の助成として、障害児等の受入れにあたり保育士等を加配するための経費やアレルギー児童に対応するための経費等を助成します。5年度は、本市の配置基準に加え、追加で配置する保育士等に係る助成を拡充します。さらに、園児の安全を確保するため、登園時やプール活動時など人手が多く求められる時間帯に保育支援者を配置する場合の加算を新設します。

また、保育所等における医療的ケア児への支援として「医療的ケア児サポート保育園」(12園)への加算の新設をはじめ、医療的ケアを行う看護職の雇用費等を拡充します。併せて、看護職や保育士等の研修受講費用や代替職員の雇用費を助成するほか、衛生用品等の消耗品費を新たに助成します。

その他、国の公定価格における処遇改善等加算IIと併せて、経験年数7年以上の要件を満たす全ての保育士等に月額4万円の処遇改善ができるよう独自助成を引き続き実施します。

ア 保育・教育施設向上支援費

321億2,853万円

園での保育・教育の質の向上に必要な経費を助成します。

1 地域型促進向上支援費

12億8,136万円

地域型保育向上支援費 12億8,130万円
小規模保育事業、家庭的保育事業（家庭保育福祉員）、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業での保育・教育の質の向上に必要な経費を助成します。

| | | |
|--|--------------------------------|--------------------------|
| 2 延長保育事業 | 62億2,653万円 (60億5,287万円) | |
| 給付対象施設・事業者に対し、各施設・事業者が定める保育時間を超えて延長保育が必要な乳児、幼児の保育を実施するために必要な経費を助成します。 | | |
| 3 保育・教育コンシェルジュの設置 | 1億4,044万円 (1億4,006万円) | |
| 保育・教育コンシェルジュを各区に配置し、保護者のニーズと必要な保育サービス等を適切に結びつけ、待機児童の解消と子育て家庭へのサービス向上を図ります。 | (18区：40人) | |
| 4 年度限定保育事業 | 2億3,332万円 (2億7,031万円) | |
| 保育所等を利用できず「保留となった1・2歳児」を対象に、認可保育所等の空きスペースを活用し、年度を限定して保育を実施する保育所に対して、運営費の一部を助成します。 | | |
| 5 市立保育所民間移管事業 | 7,663万円 (7,578万円) | |
| 6年度移管予定園の引継ぎ・共同保育を実施するとともに、既移管園へのアフターフォローを実施します。 | | |
| 6 横浜保育室助成事業 | 6億9,939万円 (11億5,460万円) | |
| 本市独自の基準を満たす認可外保育施設のうち、地域の状況等を踏まえて横浜保育室として認定した施設に助成し、一定の保育水準の確保、保護者負担軽減を図ります。 | (施設数：12か所) | |
| 7 認可外保育施設等利用料助成事業 | 8億8,945万円 (10億6,255万円) | |
| 施設等利用給付認定保護者に対し、認可外保育施設等の利用料を助成します。 | | |
| 8 無償化に伴う認可外保育施設の質の確保・向上<拡充> | 特集1 | 3億351万円 (8,355万円) |
| 認可外保育施設やベビーシッターに対し、保育の質の確保・向上のための研修、児童の処遇向上を目的とした助成を実施します。 | | |
| また、 <u>子どもの安全対策として、新たに登園管理システム導入にかかる費用の助成を実施します。</u> | | |
| 9 保育所等における業務効率化推進事業<拡充> | 特集1 | 9,078万円 (9,554万円) |
| 保育士の業務負担軽減を図るため、保育所等に対し、I C T等を活用した業務支援システムや翻訳機等の導入にかかる経費を補助します。また、 <u>子どもの安全対策として、登園管理システム導入にかかる補助上限額を拡充し、補助要件を緩和します。</u> | | |
| 10 市立保育所の業務支援システム | 特集5 | 3,368万円 (4,952万円) |
| 市立保育所全園に導入している業務支援システムを引き続き使用し、スマートフォンを活用した園からのお知らせの受信や欠席連絡等を可能にすることで、保護者の利便性向上を図ります。 | | |
| また、児童の検温等の記録や保育日誌等を電子化することにより、保育士の業務負担軽減を図ります。 | | |
| 11 給付費申請のオンライン化 | 特集5 | 3,381万円 (2,400万円) |
| 給付対象施設・事業所からの給付費申請をオンライン化し、施設職員の事務負担軽減を図ります。 | | |
| 12 保育料等のコンビニ収納委託<新規> | 特集5 | 3,790万円 (新規) |
| 保護者の利便性向上のため、 <u>6年度からのコンビニ納付の導入に向けたシステム改修を行います。</u> | | |
| 13 保育所入所事務等におけるRPA、AI－OCRの活用 | 特集5 | 6,158万円 (6,233万円) |
| 保育所入所事務や幼稚園利用児童の認定事務について、R P A及びA I －O C Rを活用し、事務の効率化を図ります。 | | |
| 14 指導・監査 | | 923万円 (846万円) |
| (1) 認可保育所等の指導等 | | ※一部、予算額は8に含む |
| 保育の質を確保し、保育中の重大事故等を防止するために、認可保育所や小規模保育事業所、認可外保育施設等に対して、保育の実施状況を確認し、助言・指導を行う巡回訪問を実施します。 | | |
| また、より良い施設運営に向け、施設長等を対象に、組織マネジメント等講習を実施します。 | | |
| (2) 認可保育所等の監査 | | |
| 保育所等への一般指導監査、運営に問題のある施設等への特別指導監査等を随時実施します。 | | |
| また、法律や会計専門家の助言を得ながら、監査の質の向上に取り組みます。 | | |

| | | |
|---|--------------------------|---|
| 2 | 多様な保育ニーズ への対応 | <p>事業内容</p> <p>多様な保育ニーズに対応するため、保育所等での一時保育、幼稚園での一時預かり、休日保育、病児保育等を推進します。</p> <p>1 一時預かり事業<拡充> 特集1</p> <p style="text-align: right;">23億2,401万円 (14億6,122万円)</p> <p>就業形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の疾病等による緊急時の保育やリフレッシュ保育など、保護者の身体的・精神的な負担を軽減するため、保育所等において一時預かり事業を実施します。</p> <p><u>5年度は、0歳児を受け入れた際の補助単価の増額を行う等、受入れ枠の拡充を図ります。</u></p> <p><u>また、5年度に新たに赤ちゃんが生まれた世帯に、一時預かりを利用できる24時間分の無料クーポン(はじめてのおあづかり券)を配付するほか、年収360万円未満相当世帯に対する減免制度を導入します。</u></p> <p>(1) <u>保育所等での一時保育事業<拡充></u> 14億7,142万円 <u>保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、横浜保育室で一時保育を実施します。</u> <u>5年度は、国のモデル事業による保育所等の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かり事業を行います。</u></p> <p>(2) <u>乳幼児一時預かり事業<拡充></u> 8億5,259万円 <u>子育て中の養育者が、理由を問わずにリフレッシュしたり用事を済ませたりできる機会を提供することで、子育てに伴う身体的・精神的負担感の軽減を図ることを目的として、認可外保育施設や小規模保育事業を実施する場所に併設して、一時預かり事業を実施します。</u></p> <p>○ 8時間実施施設：新規1か所、継続18か所 ○ 11時間実施施設：新規1か所、継続16か所</p> <p>2 幼稚園等における長時間預かり・一時預かり<拡充> 54億618万円 (42億1,139万円)</p> <p>(1) <u>私立幼稚園等預かり保育事業～わくわく！はまタイム～<拡充></u> 50億4,830万円 <u>保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、保護者の就労等により保育を必要とする在園児を対象に、長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対して運営費を補助します。国の無償化対象外となる月48時間以上64時間未満の就労等で利用する場合についても、市単独助成として無償化します。</u> (新規2園、継続209園)</p> <p>(2) <u>私立幼稚園2歳児受入れ推進事業<拡充></u> 1億5,313万円 <u>保育を必要とする2歳児を対象に、幼稚園の教育・保育資源を活用した長時間の受入れを実施します。安定的かつ継続的な運営を支援するため、開設準備費及び運営費を補助します。</u> (新規5園、継続14園)</p> <p>(3) <u>私立幼稚園等一時預かり保育事業</u> 2億475万円 <u>在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な預かりを行う幼稚園・認定こども園に対し、補助を行います。</u> (園数：113園)</p> <p>3 休日保育・休日一時保育 1億645万円 (9,580万円)</p> <p>日曜、祝日等の保育ニーズに対応するため、休日保育及び休日一時保育を実施します。 (実施か所：11か所)</p> <p>4 病児・病後児保育事業<拡充> 5億8,282万円 (5億3,139万円)</p> <p>病気または病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な児童の保育に対応するため、病児・病後児保育を実施します。安定的に事業を実施できるよう、委託費の基本分単価を拡充します。 <u>また、予約システムの導入にかかる費用について補助を新たに実施します。</u> ○ 病児保育：27か所（うち新規2か所） ○ 病後児保育：4か所</p> <p>5 24時間型緊急一時保育事業 5,110万円 (4,954万円)</p> <p>保護者の病気や就労等で緊急に児童を預ける必要が生じた場合に、24時間365日対応可能な一時保育を実施します。 (実施か所：2か所)</p> |
| | | |

| 3 保育所事業 | | 事業内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----|--|--|------|-----|-------|-------------------|----|-----|--------------------------------|----|-----|----------------------|----|-----|--------|---|----|--------|---|----|----------|-----|---|--------------|---|----|------------------------|---|----|--------------------------|-----|---|---------------|---|----|---------------------------|---|----|-------------------------|----|----|-----|---|-----|------------------------|---|-----|---------------|---|----|---------------|---|----|------------------|---|----|----|----|-------|
| 本年度 | | 待機児童解消に向け、保留児童対策タスクフォースによる分析結果を踏まえ、既存の保育・教育資源の活用を中心に1歳児の受入枠確保を進めます。受入枠がなお不足する地域については、保育所等を整備し、市全体で新たに1,295人分の受入枠の確保に取り組んでいきます。また、医療的ケア児・障害児を受け入れるための整備を進めます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前年度 | | 1 変化する保育ニーズに応えるための既存資源活用策の推進<拡充> 2億9,816万円 (9,175万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 保育ニーズの高い1歳児の受入枠拡大<拡充> | | 特集1 ア 1歳児枠拡大に向けた定員構成の見直し<拡充> 既存施設において、引き続き1歳児の受入枠を拡大するための定員変更を行う場合の補助を実施するとともに、新たに0歳児の定員を1歳児に振り替える場合に補助します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 差引 | | イ 中規模な改修による既存活用の推進<拡充> 既存施設の中規模な改修において、1・2歳児定員増を行う場合、老朽化した設備等の改修費を18か所に補助します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 既存資源の活用策検討のための調査<新規> | | 500万円 少子化や今後の保育ニーズの変化を見据え、空き定員対策や整備手法など既存の資源の活用を検討するための調査等を実施します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 医療的ケア児・障害児の受け入れ推進<新規> | | 特集1、4 医療的ケア児・障害児を受入れるための施設改修費等及び駐車場の整備費を補助します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 保育所等の新規整備等<拡充> | | 23億5,705万円 (29億6,079万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 保育所及び地域型保育事業の整備等<拡充> | | 13億5,332万円 民間ビル等の内装整備費等への補助により、認可保育所等11か所の整備(定員増計500人)及び地域型保育事業21か所の整備(定員増計426人)を行います。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 老朽改築<拡充> | | 7億8,048万円 民間保育所の老朽化に伴う改築について、5年度中に完了予定の4か所(定員増計26人)のほか、新たに3か所に着手します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 認定こども園の整備等<拡充> | | 1億2,065万円 既存施設の内装整備費への補助により、幼保連携型認定こども園への移行1か所(定員増計30人)のほか、幼稚園型認定こども園への移行4か所(定員増計45人)に対する補助を実施します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 横浜保育室の認可移行支援<拡充> | | 1億260万円 新制度の給付対象施設(認可保育所)を目指す横浜保育室について、認可保育所の基準を満たすための改修費等を補助し、2か所の認可移行(定員増計48人)を支援します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔令和5年度 整備量内訳〕 | | 特集1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備内容</th> <th>箇所数</th> <th>増減(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 保育所及び地域型保育事業の整備</td> <td>32</td> <td>926</td> </tr> <tr> <td>民間ビル等の内装整備(既存施設連携型1,2歳児保育所を含む)</td> <td>11</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>地域型保育事業(小規模保育事業等)の整備</td> <td>21</td> <td>426</td> </tr> <tr> <td>2 老朽改築</td> <td>4</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>5年度完了分</td> <td>4</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>6年度以降完了分</td> <td>(3)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3 認定こども園の整備等</td> <td>5</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>幼保連携型認定こども園の整備(5年度完了分)</td> <td>1</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>幼保連携型認定こども園の整備(6年度以降完了分)</td> <td>(2)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>幼稚園型認定こども園の整備</td> <td>4</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>4 横浜保育室の認可移行支援(移行による減を含む)</td> <td>2</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>5 既存施設の中規模改修による1・2歳児枠拡大</td> <td>18</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>7</td> <td>166</td> </tr> <tr> <td>横浜保育室から小規模保育事業への移行による減</td> <td>—</td> <td>△22</td> </tr> <tr> <td>既存施設での1歳児定員拡大</td> <td>—</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>私立幼稚園等預かり保育事業</td> <td>2</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>私立幼稚園2歳児受け入れ推進事業</td> <td>5</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>68</td> <td>1,295</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 整備内容 | 箇所数 | 増減(人) | 1 保育所及び地域型保育事業の整備 | 32 | 926 | 民間ビル等の内装整備(既存施設連携型1,2歳児保育所を含む) | 11 | 500 | 地域型保育事業(小規模保育事業等)の整備 | 21 | 426 | 2 老朽改築 | 4 | 26 | 5年度完了分 | 4 | 26 | 6年度以降完了分 | (3) | — | 3 認定こども園の整備等 | 5 | 75 | 幼保連携型認定こども園の整備(5年度完了分) | 1 | 30 | 幼保連携型認定こども園の整備(6年度以降完了分) | (2) | — | 幼稚園型認定こども園の整備 | 4 | 45 | 4 横浜保育室の認可移行支援(移行による減を含む) | 2 | 48 | 5 既存施設の中規模改修による1・2歳児枠拡大 | 18 | 54 | その他 | 7 | 166 | 横浜保育室から小規模保育事業への移行による減 | — | △22 | 既存施設での1歳児定員拡大 | — | 80 | 私立幼稚園等預かり保育事業 | 2 | 48 | 私立幼稚園2歳児受け入れ推進事業 | 5 | 60 | 合計 | 68 | 1,295 |
| 整備内容 | 箇所数 | 増減(人) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 保育所及び地域型保育事業の整備 | 32 | 926 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 民間ビル等の内装整備(既存施設連携型1,2歳児保育所を含む) | 11 | 500 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域型保育事業(小規模保育事業等)の整備 | 21 | 426 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 老朽改築 | 4 | 26 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5年度完了分 | 4 | 26 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6年度以降完了分 | (3) | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 認定こども園の整備等 | 5 | 75 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 幼保連携型認定こども園の整備(5年度完了分) | 1 | 30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 幼保連携型認定こども園の整備(6年度以降完了分) | (2) | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 幼稚園型認定こども園の整備 | 4 | 45 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 横浜保育室の認可移行支援(移行による減を含む) | 2 | 48 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 既存施設の中規模改修による1・2歳児枠拡大 | 18 | 54 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 7 | 166 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 横浜保育室から小規模保育事業への移行による減 | — | △22 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 既存施設での1歳児定員拡大 | — | 80 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 私立幼稚園等預かり保育事業 | 2 | 48 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 私立幼稚園2歳児受け入れ推進事業 | 5 | 60 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 68 | 1,295 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--|-----------------------------|-------------------------|--|
| 4 | 保育・教育の質の確保・向上、保育士等確保 | | 事業内容 |
| | | | <p>保育・教育の質を確保・向上し、子どもの豊かな育ちを支えるため、園内研修の支援や、園外での研修・研究を実施します。</p> <p>また、保育・教育施設の職員や保護者に向けて「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」の理解を深めるために周知を図ります。あわせて、保育・教育の基盤となる保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保を図る施策を推進します。</p> |
| 本年度 | 千円 3,061,422 | | |
| 前年度 | 2,947,535 | | |
| 差引 | 113,887 | | |
| 本年度の財源内訳 | 国 | 1,847,312 | |
| | 県 | — | |
| | その他 | 418 | |
| | 市費 | 1,213,692 | |
| ウ 医療的ケア児保育教育検討会議の実施<新規> | | 特集4 | |
| 保育所等に入所希望の医療的ケア児に係る、保育上の配慮事項等について、医師・看護師・施設長等より意見を聴取します。 | | | |
| (2) 園内研修・研究の取組の支援<拡充> | | 特集1 | |
| <p>ア 園内研修・研究を推進する人材育成</p> <p>園内研修・研究や公開保育を実施できる人材を育成する研修を実施します。また、<u>保育の質を向上する取組を推進するため、自・他園で園内研修や公開保育を援助・コーディネートする人材の育成を行います。</u></p> | | | |
| <p>イ 園内研修・研究サポーターの派遣</p> <p>新設の保育・教育施設及び私立幼稚園2歳児受入れ推進事業新規実施園を対象に、保育・教育分野の経験者を派遣し、園内研修・研究を通した各園の人材育成や課題解決を支援します。</p> | | | |
| (3) 施設長等の人材育成の取組（一部再掲(P.20)） | | | |
| より良い施設・法人運営に向け、施設長や運営法人の管理責任者等を対象に、組織マネジメント等講習を実施します。また、本市と昭和女子大学の協定に基づき、保育所等における組織マネジメントの向上や、保育・教育分野における経営人材の育成の取組を進めます。 | | | |
| (4) 保育・児童教育研究 | | | |
| 日々の保育実践から明らかになった課題について研究に取り組み、職員の実践力を高めます。 | | | |
| また、保育・教育施設、小学校等の職員とともに、子ども主体の「遊び」に関する研究を行い、取組の工夫や成果を企業と協働して発信し、保育・教育の質向上につなげます。 | | | |
| (5) 第三者評価・自己評価の取組の推進 | | | |
| 認可保育所等の「第三者評価」の受審費を助成します。また、「保育所における自己評価ガイドライン」に基づく研修を実施し、取組を推進します。 | | | |
| (6) 園選びのための保育所等情報サイトの作成<新規> | | 特集1、5 | |
| 情報収集や園見学などを通じて、希望施設の選択肢を広げるため、各保育所等の雰囲気や魅力を効果的に発信するウェブサイトを作成し、保護者の園選びを支援します。 | | | |
| 2 保育・児童教育職員等研修 | | 4,814万円(4,717万円) | |
| 保育・教育施設の職員を対象に、職員一人ひとりが専門性や実践力を身に着け、保育の質を高めるために研修を実施します。研修内容によって、オンラインと会場開催を併用し、より効果的に学べる環境を整え、保育の質の向上を図ります。 | | | |
| ○ 47講座・131回開催（定員：21,230人） | | | |
| 3 保育資源ネットワーク構築事業の充実 | | 1,210万円(1,205万円) | |
| 保育・教育施設（認可外保育施設・地域子育て支援拠点含む）間のネットワークを構築し、実践研修や公開保育の協働実施、情報交換・ノウハウの共有化の推進等を通じて、保育の質の向上と地域子育て支援の充実を図ります。 | | | |

4 幼保小連携・接続事業<拡充>

4,123万円(3,120万円)

- (1) 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する研究事業

幼保小連携推進地区・接続期カリキュラム研究推進地区における園と小学校の協働による実践研究、カリキュラム開発等の成果を広く発信し、各園・校の実践の充実につなげます。

○ 幼保小連携推進地区事業：32地区で研究推進（参加数：81園・校）

○ 接続期カリキュラム研究推進地区事業：4地区で研究推進（参加数：9園・校）

- (2) 幼保小連携・接続に関する研修

幼児期の保育・教育と小学校教育の円滑な接続を目指し、市内すべての保育・教育施設を対象に接続期研修会等を行い、相互理解を深めます。また、18区で教育交流事業を実施し、園と学校の交流を推進するとともに、保護者・地域の教育力向上を目指した講演会を開催します。

○ 幼保小連携・接続に関する研修会：5回開催（参加見込者数：2,800人）

- (3) 幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業<新規> **特集1**

文部科学省の「幼保小の架け橋プログラム」調査研究事業モデル地域として、保育・教育施設、小学校等への支援を充実させるとともに、実践事例を広く発信し、「架け橋期」とされている5歳児から小学校1年生の保育・教育の充実を図ります。

5 保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保<拡充>

28億4,859万円(27億5,830万円)

- (1) 保育士宿舎借り上げ支援事業<拡充> **特集1**

市内保育所等を運営する民間事業者が、雇用する保育士向けに、宿舎を借り上げるための補助を行います。○補助対象：採用10年目までの保育士 ○ 補助基準額：1戸あたり上限月額 82,000円
(申請見込件数：4,535戸)

- (2) 幼稚園教諭等住居手当補助事業

私立幼稚園等預かり保育事業又は私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園に勤務する幼稚園教諭等が賃貸住宅に居住し、幼稚園が当該職員に対し住居手当を支給している場合に、その手当の一部を補助します。
(申請見込件数：245人相当分、補助額2万円（月額上限）)

- (3) 潜在保育士等への就労奨励金交付事業<新規> **特集1**

潜在保育士等が「かながわ保育士・保育所支援センター」で求職登録を行い、就労支援を受けた上で市内保育所等に就職した場合、奨励金として一人あたり5万円を支給します。

- (4) 保育士確保に向けた横浜の保育PR強化

保育士養成施設の学生や求職者に「横浜で保育士として働く魅力」を広く周知するため、インスタグラム等を活用して魅力発信を行います。

- (5) 市内保育所等の情報紹介サイト活用事業

民間事業者のWEBサイトを活用して保育所等の魅力や求人情報を発信します。

- (6) 保育士修学資金貸付事業

保育士養成施設卒業予定者に対して貸付を実施し、市内保育所等で5年間保育士業務に就いた場合は返済を免除します。○貸付対象数：50人/年 ○ 貸付金額：月額5万円以内

- (7) 就職面接会等・就職支援講座・保育所見学会

潜在保育士等を対象に、就職面接会及び就職支援講座を一部オンラインも導入し、開催します。

- (8) 「働きやすい環境づくり」を目的とした施設長向け研修<新規> **特集1**

保育士等の定着支援のため、労務管理や職場環境の改善等をテーマにした研修を実施します。

- (9) 保育士確保コンサルタント派遣事業

希望する保育所等に、保育士の確保に関するコンサルタントを派遣し、求人方法や給与・勤務条件など、保育士確保や離職防止についての助言等を実施します。

- (10) 保育士相談窓口の設置

保育士が労働環境等で悩んだ際に、保育業界に詳しい社会保険労務士等の専門家に相談できる窓口を設けることで、不安を解消し、離職を防止します。

- (11) 民間団体の保育士確保支援

市内保育団体が行う人材確保の取組のための補助を行います。また、市内保育団体と幼稚園協会が共同で実施する保育・幼児教育の魅力を啓発する事業に対し、事業費の一部を負担します。

| 5 幼児教育の支援 | | 事業内容 |
|--|---------------------|--|
| 本 年 度 | 千円 11,255,084 | 生涯にわたる人格形成の基礎となる幼児教育について、子どもたちに質の高い教育・保育の機会を保障することを目的とした支援を実施します。 そのために、幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用費の給付、私立幼稚園等が実施する預かり保育、特別支援教育費等の補助、教育・保育の質の向上に向けた研修・研究事業を行います。 |
| 前 年 度 | 10,262,336 | |
| 差 引 | 992,748 | |
| 本年度の財源内訳 | 国 県 その他 市費 | 3,655,754 1,829,621 404 5,769,305 |
| 1 私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費 | | 53億6,465万円 (55億9,394万円) 私学助成幼稚園等に通う園児について、世帯の状況にかかわらず、月額25,700円を上限とした額を支給します。 (給付対象人数：18,054人) |
| 2 私立幼稚園等預かり保育事業～わくわく！はまタイム～ <拡充> (再掲(P.21)) | | 特集1 50億4,830万円 (38億8,553万円) 保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、保護者の就労等により保育を必要とする在園児を対象に、長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対して運営費を補助します。 国の無償化対象外となる月48時間以上64時間未満の就労等で利用する場合についても、市単独助成として無償化します。 (新規2園、継続209園) |
| 3 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業<拡充> (再掲(P.21)) | | 特集1 1億5,313万円 (1億2,782万円) 保育を必要とする2歳児を対象に、幼稚園の教育・保育資源を活用した長時間の受入れを実施します。安定的かつ継続的な運営を支援するため、開設準備費及び運営費を補助します。 (新規5園、継続14園) |
| 4 私立幼稚園等一時預かり保育事業 (再掲(P.21)) | | 2億475万円 (1億9,805万円) 在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な預かりを行う幼稚園・認定こども園に対し、補助を行います。 (園数:113園) |
| 5 私立幼稚園等補助事業 | | 1億1,945万円 (1億1,945万円) 幼稚園・認定こども園に対し、施設・設備の整備等の経費の一部を補助し、教育条件の維持及び向上を図り、幼児教育の健全な発展に役立てます。 (対象園: 265園) |
| 6 私立幼稚園等特別支援教育費補助事業 | | 8,640万円 (6,440万円) 私学助成を受ける幼稚園等に在園する特別な配慮を要する園児に対し、教育環境等の向上を図るため、その経費の一部を補助します。 (対象者: 432人、補助単価: 上限20万円/人・年) |
| 7 私立幼稚園等施設整備費補助事業 | | 3,000万円 (3,000万円) 1件200万円以上の園舎修繕工事について一部を補助し、幼稚園・認定こども園の良好な教育環境を確保します。 (対象園: 30園、補助額: 上限100万円) |
| 8 幼稚園教諭等住居手当補助事業 (再掲(P.24)) | | 3,557万円 (5,391万円) 私立幼稚園等預かり保育事業又は私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園に勤務する幼稚園教諭等が賃貸住宅に居住し、幼稚園が当該職員に対し住居手当を支給している場合に、その手当の一部を補助します。 (申請見込件数: 245人相当分、補助額2万円 (月額上限)) |
| 9 保育・教育の質の確保・向上 (再掲(P.23、24)) | | 2億1,283万円 (1億8,924万円) 保育・教育の質を確保・向上し、子どもの豊かな育ちを支えるため、園内研修の充実も含め、研修・研究を実施します。 |

| 6 放課後の居場所づくり | | 事業内容 |
|--|------------------|---|
| 本 年 度 | 千円 11,191,741 | <p>全ての児童を対象とした「放課後キッズクラブ」や、留守家庭児童等を対象とした「放課後児童クラブ」への運営支援を行います。</p> <p>また、特別支援学校における「はまっ子ふれあいスクール」の実施や、公園の一部を「子どもの創造力を生かした自由な遊び場」として活用するプレイパークの活動の支援を引き続き実施します。</p> |
| 前 年 度 | 11,028,893 | |
| 差 引 | 162,848 | |
| 本年度の財源内訳 | 国 3,291,103 | 1 放課後キッズクラブ事業<拡充> 特集4 77億373万円 (77億2,076万円) <u>学校施設等を活用し全ての子どもを対象とした「遊びの場」と、留守家庭児童等を対象とした「生活の場」を兼ね備えた、安全・安心な放課後の居場所を提供するとともに、児童の健全な育成を行います。</u> |
| | 県 2,863,556 | <u>医療的ケア児を受入れるための看護師を配置した場合の支援を拡充します。</u> |
| | その他 2,454 | |
| | 市 費 5,034,628 | (運営か所数：338か所) |
| | | |
| 3 放課後児童クラブ事業<拡充> 特集4 | | 31億274万円 (31億5,882万円) |
| 地域の理解と協力のもと、保護者の就労等により留守家庭となる児童の遊び及び生活を通じた健全育成を行います。 | | |
| <u>医療的ケア児を受け入れるための看護師を配置した場合の支援を拡充し、受入れに係る施設改修の補助を新たに行います。</u> | | |
| (運営か所数：221か所) | | |
| 4 特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業 | | 8,764万円 (8,731万円) |
| 一部の特別支援学校に設置されているはまっ子ふれあいスクールにおいて、学校施設を活用し、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、児童・生徒の健やかな成長を支援します。 | | |
| (運営か所数：5か所) | | |
| 5 放課後児童育成事業の質の向上に向けた取組<拡充> | | |
| (1) 事業所への支援<拡充> | | ※予算額は1、3、4に含む |
| ア 人材確保支援 事業所における人材確保支援のため、引き続き事業の認知度向上を図るとともに、各事業所の求人情報の集約及び提供を行います。 | | |
| イ 人材育成<拡充> <u>必要な知識や技術の習得ができるよう、子どもの育成支援や安全・安心への対応など様々な研修を実施するとともに、各事業所による人材育成が一層進むよう支援します。</u> | | |
| ウ 地域・民間事業者等との連携支援 クラブにおいて地域や民間事業者等と連携したイベントやプログラムが実施できるよう支援を行います。 | | |
| (2) より良い放課後の居場所づくりに向けた取組<新規> | | |
| ア デジタル化の推進<新規> 特集5 <u>クラウドサービス上で、クラブ向けの情報受伝達や一部の補助金申請業務のオンライン手続きをモデル実施し、クラブと区局等との連携及び将来的な事務負担軽減を図ります。</u> | | |
| イ 事業の充実に向けた調査<新規> <u>利用児童と保護者のニーズ等を把握するための調査を行い、サービスの充実や事業者への支援に向けた検討を進めます。</u> | | |
| 6 プレイパーク支援事業 ※環境創造局との共管事業 | | 3,259万円 (3,259万円) |
| 地域主体で、公園の一部を「子どもの自由な遊び場」として活用する、プレイパークの活動を支援します。 | | |
| (実施団体数：23団体) | | |



【放課後キッズクラブの活動】



【放課後児童クラブの活動】

| | | | |
|---|--------------------|--|------------------------------|
| 7 | すべての子ども・若者の健全育成の推進 | <u>事業内容</u> | |
| | | 地域の環境づくりをはじめ、団体支援や青少年関係施設の運営等により、すべての子ども・若者の健全育成の推進に取り組みます。 | |
| 本年度 | 千円 943,365 | 1 青少年を育む地域の環境づくり<拡充> | 1億8,431万円 (1億8,271万円) |
| 前年度 | 688,139 | (1) 社会環境改善事業<拡充> 青少年を取り巻く有害環境対策の一環として、有害図書類の適切な区分陳列対策などの社会環境改善事業を実施します。また、高校生世代の居場所や相談先をみつける横浜市情報サイト「ふあんみつけ」を運営し、青少年に相談機関・居場所に関する情報を提供するとともに、 <u>情報サイトのさらなる周知を図るため、SNS等を活用した広報を行います。</u> | |
| 差引 | 255,226 | | |
| 本年度の財源内訳 | 国 33,630 | (2) (公財) よこはまユース青少年事業費補助 ア 人材育成事業 地域で青少年と関わる人材の育成を目的に、青少年を取り巻く課題をテーマにした講座へ講師派遣等を行います。 | |
| | 県 874 | イ 活動支援事業 地域の団体等に対し、活動内容への助言やコーディネート等を行います。 | |
| | その他 21,797 | ウ 青少年の体験活動等の普及・啓発事業 関係団体と協働し、体験活動などの機会を提供するほか、体験活動の事例収集・発信を行います。 | |
| | 市費 887,064 | | |
|  | | (3) 青少年の地域活動拠点づくり事業 ア 青少年の地域活動拠点づくり事業 中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や多世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動を行う、青少年の地域活動拠点を7か所で実施します。 イ 青少年の交流・活動支援事業 青少年の居場所や活動の場の提供など、青少年の健やかな成長を支援し、社会参画に向かう力を育成します。 | |
| | | (4) 道志村自然体験推進事業 青少年の自然体験活動の機会の充実と、道志村と横浜市との友好交流の機会を促進するため、道志村における青少年の自然体験活動の推進を図ります。 ア 18歳以下の横浜市民を対象に、道志村内キャンプ場の施設使用料の助成等を行います。 イ 道志村の児童を対象に、1泊2日で横浜市への受入れを行います。 | |
| 2 青少年育成に携わる団体等の支援 | | 476万円 (472万円) | |
| (1) 地域において青少年育成に取り組む青少年指導員の活動支援 | | (1) 地域において青少年育成に取り組む青少年指導員の活動支援 | |
| ア 委嘱人数 2,550人 (令和5年4月1日現在) | | ア 委嘱人数 2,550人 (令和5年4月1日現在) | |
| イ 事業内容 青少年指導員大会、研修会、全市一斉統一行動パトロール、統一行動キャンペーン、社会環境実態調査等 | | イ 事業内容 青少年指導員大会、研修会、全市一斉統一行動パトロール、統一行動キャンペーン、社会環境実態調査等 | |
| (2) 横浜市子ども会連絡協議会等の青少年関係団体や非行防止活動等を行う横浜市保護司会協議会への補助 | | | |
| 3 青少年関係施設の運営等 | | 7億5,361万円 (4億9,697万円) | |
| (1) 青少年施設・野外活動施設等の管理運営を行います。 | | (1) 青少年施設・野外活動施設等の管理運営を行います。 | |
| ○所管施設：横浜こども科学館、横浜市野島青少年研修センター、横浜市青少年育成センター 横浜市青少年野外活動センター（三ツ沢公園、くろがね、こども自然公園） | | ○所管施設：横浜こども科学館、横浜市野島青少年研修センター、横浜市青少年育成センター 横浜市青少年野外活動センター（三ツ沢公園、くろがね、こども自然公園） | |
| (2) 平成27年度末に廃止した青少年交流センターについて、建物解体工事を行います。 | | | |
| 4 横浜市子ども・若者支援協議会の運営 | | 68万円 (374万円) | |
| 「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、すべての子ども・若者が、他者と交流する中で、自己肯定感を持ち成長できる社会を目指して「横浜市子ども・若者支援協議会」を運営します。 | | | |

| | | <u>事業内容</u> |
|--|---------------|----------------------------------|
| 8 | | 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実 |
| 本年度 | 千円 723,542 | |
| 前年度 | 678,707 | |
| 差引 | 44,835 | |
| 本年度の財源内訳 | | |
| 国 | 254,791 | |
| 県 | 1,658 | |
| その他 | 167 | |
| 市費 | 466,926 | |
|  | | |
| 【地域ユースプラザの活動】 | | |
| 3 若者サポートステーションにおける相談・支援 | | 1億1,990万円 (1億2,113万円) |
| 職業的自立に向けた相談支援等を行う「若者サポートステーション」の事業費を補助するとともに生活困窮状態にある若者に対する支援を委託により実施します。(継続3か所(サテライト含む)) | | |
| ○事業内容 就労に困難を抱える若者及びその保護者を対象として、次の事業を実施 | | |
| (1) 職業的自立に向けた個別相談、セミナー、就労訓練 | | |
| (2) 高等学校等出張相談 | | |
| 4 ひきこもり等困難を抱える若者に対するSNS相談事業<新規> | | 特集3、5 3,000万円 (新規) |
| 来所や電話でつながりにくい若者からの相談を受け付けるため、若者が身近なツールとして使用しているSNSを活用した相談窓口を開設します。また、必要に応じて青少年相談センターの直接支援につなげます。 | | |
| ○相談内容 | | |
| (1) 子ども・若者総合相談(子ども・若者の困りごと全般に関する相談) | | |
| (2) ひきこもり相談(ひきこもり状態に関する相談) | | |
| 5 寄り添い型生活支援事業<拡充> | | 特集3 3億4,146万円 (3億1,433万円) |
| 保護者の疾病や生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、家庭の状況にかかわらず、子ども一人ひとりがいきいきと学び、自立した生活を送れるようにすることを目的に、生活支援等を委託により実施します。また、 <u>支援者のスキル向上と支援内容の標準化</u> を目的とした研修を実施します。(18区21か所) | | |
| 6 よこはま型若者自立塾 | | 2,542万円 (3,724万円) |
| 長期にわたって不登校、ひきこもり状態にあった若者などを対象に、本人が望む自立や生活スタイルの確立を目的として、自己肯定感の向上や低下した体力の回復、生活リズムの立て直し及び他人との関わり方の習得等に係る支援を補助により実施します。また、生活困窮状態にある若者に対する支援を委託により実施します。 | | |
| 7 就職氷河期世代相談サポート付集中プログラム事業 | | 900万円 (900万円) |
| 国の「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」を活用し、就職氷河期世代の方の就職意欲の向上及び就労に資する能力伸長のための「3ヶ月間長期プログラム」、「受講期間中の定期的な面談」及び「受講後の進路調整」を一体的に実施する事業を委託により実施します。 | | |

| 9 地域療育センター運営事業 | | 事業内容 |
|--|------------------|---|
| 本 年 度 | 千円 3,921,863 | 0歳から小学校期までの心身に障害のある、またはその可能性のある児童及びその家族を対象に、療育に関する相談、診療・評価、集団療育等を実施しています。 また、療育の中核機関として、障害児が通う保育所や幼稚園、小学校等の職員等を対象に障害の理解を深めるための支援を行っています。 |
| 前 年 度 | 3,488,653 | 方面別に設置している8センターに加えて、総合リハビリテーションセンターも同様の機能を担っており、合計9センターで18区を担当しています。 |
| 差 引 | 433,210 | |
| 本年度の財源内訳 | 国 59,600 | 1 地域療育センター運営事業<拡充> 39億2,186万円 (34億8,865万円) (1) 初期支援の充実 <拡充> [特集4] 1億2,808万円 利用申込後、早期に支援を開始するため、初期支援を充実します。 |
| | その他 125 | ○子どもの遊びの場の提供とともに保護者への助言や相談対応を行う「ひろば事業」を実施 ○心理職等の専門職による面接（相談対応）を実施 ○初期支援を実施するためのソーシャルワーカー、心理職、保育士を配置 ○3センター（東部・西部・北部）で整備・事業を実施、6センターで6年度の事業開始に向けた場所の確保等の準備 |
| | 市 費 3,740,357 | (2) 保育所等への支援の充実<拡充> [特集4] 5,580万円 障害のある児童が通う保育所、幼稚園、小学校等に、児童の特性に合わせた適切な支援方法の助言を行う「巡回訪問」を拡充するため、各地域療育センターにソーシャルワーカーを増員します。 |
| | | (3) 集団療育の充実<拡充> [特集4] 1億352万円 利用児童の増加が顕著な東部地域療育センターについて、6年度の集団療育の場の増設に向けて、施設改修等の準備を進めます。 また、集団療育のクラスにおける医療的ケア児や行動障害のある児童の対応のため、各地域療育センターに非常勤の看護師や保育士等を配置します。 |
| 【地域療育センターにおける療育訓練の様子】 | | (4) 難聴通園事業所の開設<新規> 2,578万円 総合リハビリテーションセンターにおける、難聴児を対象とした事業所の分室を開設します。 |
| ○各地域療育センター予算内訳 | | (単位：千円) |
| 地域療育センター名 | | 担当区 |
| 1 東部地域療育センター | 鶴見、神奈川 | 575,106 |
| 2 中部地域療育センター | 西、中、南 | 507,648 |
| 3 よこはま港南地域療育センター | 港南、栄 | 419,182 |
| 4 西部地域療育センター | 保土ヶ谷、旭、瀬谷 | 519,393 |
| 5 南部地域療育センター | 磯子、金沢 | 478,675 |
| 6 地域療育センターあおば | 青葉 | 353,010 |
| 7 北部地域療育センター | 緑、都筑 | 476,879 |
| 8 戸塚地域療育センター | 戸塚、泉 | 467,064 |
| 9 総合リハビリテーションセンター | 港北 | ※ 124,906 |
| 計 | | 3,921,863 |
| ※総合リハビリテーションセンターについては、 障害児支援に係る経費の一部をこども青少年局予算としています。 | | |
| ○ 地域療育センターの主なサービス内容 | | |
| 相談・地域支援等 | | ・相談対応 ・巡回訪問 ・保育所等訪問支援 ・障害児相談支援 ・療育講座 ・初期支援 等 |
| 診 療 | | ・診断・検査 ・評価・訓練 等 |
| 集団療育 (通園等) | | ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 |



【地域療育センターにおける療育訓練の様子】

| | | | |
|--|---|--|----------------------------------|
| 10 | 在宅障害児及び施設利用児童への支援等 | <u>事業内容</u> | |
| | | 障害児及び家族が安心して暮らせるよう、学齢期のデイサービスや相談支援、重症心身障害児・者等への医療的ケア等を実施します。 | |
| 本年度 | 千円 23,375,199 | 1 障害児通所支援事業等<拡充> | 204億5,078万円 (181億6,084万円) |
| 前年度 | 20,790,026 | (1) 障害児通所支援事業<拡充> 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業等（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）を利用する児童に対する給付費を支払います。また、より多くの児童が障害児相談を利用できるよう、引き続き、障害児相談支援事業所への支援を行います。 ○ 放課後等デイサービスの事業所見込数 <u>530か所</u> | |
| 差引 | 2,585,173 | (2) 障害児通所支援研修等事業<拡充> 障害児通所支援事業所のサービスの質の向上を図るため、事業所向けに研修を実施します。 「横浜市版放課後等デイサービスガイドライン」に基づく運営や虐待防止等の基本的事項、児童や保護者に対する適切な支援の方法について、事業所の理解を深め、 <u>支援の質を確保</u> するために、研修内容のさらなる充実を図ります。 | |
| 本年度の財源内訳 | 国 11,058,719 県 5,089,570 その他 18,774 市費 7,208,136 | | |
| 2 学齢後期障害児支援事業<拡充> | | 1億4,234万円 (1億2,855万円) | |
| 学齢後期（中学・高校生年代）の発達障害児を主な対象として、思春期における障害に伴う生活上の課題の解決に向けて、診療、相談、学校等関係機関との調整及び家族への相談支援等を行います。 また、新たに4か所目の学齢後期障害児支援事業所を開設します。 | | | |
| 3 障害児医療連携支援事業<拡充> | | 6,144万円 (5,086万円) | |
| (1) 医療的ケア児・者等支援促進事業 特集4 医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを推進します。 | | | |
| (2) 医療的ケアを担う看護師等に対する研修<新規> 特集4 保育所や放課後児童健全育成事業所等において医療的ケアを担う看護師等の確保・育成を目的として、研修を実施します。 | | | |
| (3) メディカルショートステイ事業 常時医学的管理が必要な医療的ケアを要する重症心身障害児者等を在宅で介護する家族の負担軽減を目的として、介護者の事情により一時的に在宅生活が困難になった場合などに市立病院や地域中核病院等の協力を得て入院による受け入れ（メディカルショートステイ）を行い、在宅生活の安定を図ります。 ○ 協力医療機関数：11病院 | | | |
| (4) 重症心身障害児・者等の在宅生活支援 医療的ケアを要する重症心身障害児・者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修や在宅支援関係者との情報交換等を行う連絡会を開催し、医療環境の充実を図ります。 | | | |
| 4 特別児童扶養手当事務費 | | 4,797万円 (5,358万円) | |
| 障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。 当該手当事務のうち、請求の受付・認定等の事務を行います。手当は国から受給者に支給します。 | | | |
| 5 障害児入所支援事業等 | | 26億7,267万円 (23億9,620万円) | |
| 障害や養護上の課題により、障害児施設に入所している児童に対する費用（措置費及び障害児入所給付費）を支出するとともに、施設に対して職員の加配等を行い、機能強化を図ります。 さらに、契約により入所している児童の世帯に対して、措置による入所と同等の費用負担となるように、引き続き本市独自の利用者負担助成を行います。 また、福祉型障害児入所施設に入所する児童の地域移行に向けた相談支援を充実させるために、児童のアセスメントや関係機関支援等を行うコーディネート業務を実施します。 | | | |

| | | <u>事業内容</u> |
|---|-------------------------------|---|
| 11 | 妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実 | |
| 本 年 度 | 千円 7,743,891 | <p>1 出産・子育て応援事業<拡充> 29億3,708万円 (新規) 誰もが安心して出産・子育てができる環境づくりに向け、生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援を充実することで、子どもの健やかな育ちを支えます。</p> <p>2 子育て応援サイト事業<新規> 特集5 3億869万円 (新規) 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。</p> <p>(1) 伴走型相談支援<拡充> 5年度は、母子保健コーディネーターを17名増員し、妊娠後期や出産後に支援が必要な妊産婦に対して電話や対面での相談に応じる体制を充実します。また、事業の実施効果等の把握のため、実態調査を実施します。</p> <p>(2) 経済的支援 (令和5年2月申請受付開始) ○ 出産応援金 (妊娠届出時) 5万円 (見込件数: 25,700件) ○ 子育て応援金 (出生届出後) 5万円 (見込件数: 24,755件)</p> |
| 前 年 度 | 5,161,066 | |
| 差 引 | 2,582,825 | |
| 本年度の財源内訳 | 国 県 その他 市 費 | 2,299,412 563,144 13,350 4,867,985 |
| 3 子育て世代包括支援センター事業 | | 4億5,540万円 (4億4,452万円) |
| 母子保健コーディネーターを全区の福祉保健センターに配置し、主に妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や、母子保健サービスの利用案内等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図り、横浜市版子育て世代包括支援センターとしての支援を充実します。また、港北区において、オンライン相談等のモデル実施に取り組みます。(母子健康手帳交付時面接実施見込率: 100%) | | |
| 4 妊婦・産婦健康診査事業 | | 20億554万円 (23億758万円) |
| (1) 妊婦健康診査 妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査費用の一部を助成します。 (延べ見込件数: 283,032人) | | |
| (2) 産婦健康診査 産褥期の心身の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、産後2週間・1か月における産婦健康診査費用の一部を助成します。 (1か月受診率: 87.8%) | | |
| 5 妊婦歯科健康診査事業 | | 5,038万円 (4,652万円) |
| 妊娠期における歯科疾患の予防、早期発見、早期治療につなげ、母体と胎児の健康増進を図ることを目的に、歯科医療機関に委託し、歯科健診を実施します。 また、女性の生涯を通じた歯の健康及び生まれてくる赤ちゃんの健やかな成長に寄与します。 (受診見込件数: 11,000件) | | |
| 6 母子保健指導事業 | | 7,185万円 (7,059万円) |
| 母体の保護並びに乳幼児の健康保持及び増進を図るために、母子健康手帳の交付、子育てガイドブック等の配布、母親(両親)教室の開催、女性の健康相談、妊産婦と乳幼児への保健指導、母子訪問指導員による新生児訪問等を行います。 (訪問見込件数: 9,000件) | | |
| また、養育者等に講演会、相談及び指導を通じて、小児ぜん息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー等、アレルギー疾患・スキンケア等についての正しい知識の普及啓発を行います。 | | |
| 7 乳幼児健康診査事業 | | 9億8,006万円 (9億944万円) |
| (1) 乳幼児健康診査 区福祉保健センターにおいて4か月児、1歳6か月児及び3歳児を対象に、心身の発育状況の確認及び適切な指導を行い、必要な支援につなげるとともに、健康管理や栄養、生活習慣の確立、歯科・口腔機能の確立や疾患の予防等、育児に関する指導を行うことで、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。 (受診見込件数: 75,348件) | | |
| (2) 医療機関乳幼児健康診査 医療機関乳幼児健康診査の受診票を3回分発行し、生後1か月、7か月及び12か月での受診を奨励し、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。 (受診見込件数: 56,232件) | | |

| | |
|---|---------------------------------------|
| 8 新生児聴覚検査事業 | 4,718万円 (4,841万円) |
| 新生児期に聴覚の異常を発見し、適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期支援を図るために、検査費用の一部を助成し受診を促します。 | (受診見込件数：16,829件) |
| 9 妊娠・出産サポート事業<拡充> | 3億495万円 (1億4,418万円) |
| (1) 妊娠・出産相談支援事業<拡充> | 特集2.5 |
| 予期せぬ妊娠など妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、電話やメールに加えSNSを活用し、気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」を運営します。妊娠早期からの相談支援を充実させるとともに、児童虐待の予防につなげます。 | (対応時間：10:00～22:00 366日開設) |
| (2) 産後母子ケア事業 | |
| 心身ともに不安定になりやすい産後4か月までの時期に、市内の助産所や病院・診療所を活用しデイケア・ショートステイ・訪問型サービスを提供します。また、国の補助金を一層活用し、支援の充実を図ります。 | (利用見込者数：2,762人) |
| (3) 妊産婦メンタルヘルス事業 | |
| 産科等の医療機関と行政が連携し、妊娠・出産に起因する産後うつ等の予防及び早期発見・早期支援を行います。 | |
| 10 育児支援事業 | 2億2,583万円 (2億1,714万円) |
| (1) 育児支援家庭訪問事業 | |
| 区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員が、子育ての不安や孤立感を抱え、継続的な支援が必要と認められる家庭を訪問し、育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し安定した養育ができるよう支援します。 | (延べ訪問見込回数：5,530回) |
| (2) 産前産後ヘルパー派遣事業 | |
| 育児への不安や負担が生じやすい妊娠中及び産後5か月未満の子育て家庭に対し、支援の必要がある場合、ヘルパーを派遣し家事や育児の負担を軽減します。 | (延べ利用見込回数：15,460回) |
| 11 こにちは赤ちゃん訪問事業 | 1億1,036万円 (1億1,181万円) |
| 子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を、地域の訪問員が区役所と連携して訪問し、育児情報の提供等を行います。 | (訪問見込件数：21,961件) |
| 12 乳幼児発達支援事業 | 1億2,794万円 (1億1,678万円) |
| 乳幼児健診等で把握された「育てにくさ」を感じている養育者や発達面でフォローが必要な乳幼児に対して、養育者が先の見通しを持って健やかな育児ができるよう、個別相談やグループ支援を行います。 | (心理個別相談見込件数：6,500件) |
| 13 不妊・不育相談等支援事業 | 9,995万円 (7億4,411万円) |
| (1) 不妊・不育相談 | |
| 不妊や不育等に悩む方に対し、区福祉保健センターでの女性の健康相談や医師・看護師による専門相談やカウンセラーによる心理的な支援（ピアカウンセリングを含む）を行います。 | |
| (2) 特定不妊治療費の助成 | |
| 4年度からの不妊治療の保険適用を受け、移行期の治療計画に支障が生じないよう、年度をまたぐ治療※について、経過措置として助成を行います。（※対象は一周期分のみ。令和5年3月31日までに治療終了したものに限る。） | |
| また、不育症で悩む方の経済的負担の軽減を図るため、検査費を助成します。 | |
| | (特定不妊治療費助成見込件数：397件、男性不妊治療費助成見込件数：5件) |
| 14 出産費用調査研究事業<新規> | 1,509万円 (新規) |
| 市内の出産費用の実態を把握するため、市内の産科医療機関等を対象に、出産費用の内訳等について調査を行うとともに、市内の子育て世帯向けに、妊娠・出産に伴う経済的負担感や支援ニーズに関するアンケートを実施します。 | |
| 15 妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業<新規> | 360万円 (新規) |
| 妊娠婦や乳幼児が災害時の避難行動及び避難生活において必要となる支援について、関係区局と連携し、災害時においても安心して過ごせるよう検討を進めます。 | |

| | | <u>事業内容</u> |
|----------|-----------------------|-------------|
| 12 | 地域における子育て支援の充実 | |
| 本 年 度 | 千円 5,281,290 | |
| 前 年 度 | 3,814,699 | |
| 差 引 | 1,466,591 | |
| 本年度の財源内訳 | | |
| 国 | 1,175,638 | |
| 県 | 1,111,132 | |
| その他 | 51,348 | |
| 市 費 | 2,943,172 | |

1 地域子育て支援拠点事業<拡充> 14億6,508万円 (13億8,708万円)

(1) 地域子育て支援拠点の運営

ア 実施内容

- (ア) 親子の居場所事業
- (イ) 相談事業
- (ウ) 子育て情報の収集・提供事業
- (エ) 利用者支援事業
- (オ) 子育て支援ネットワーク事業
- (カ) 子育て支援関係者の人材育成事業
- (キ) 横浜子育てサポートシステム区支部事務局

イ 実施か所数 繼続18か所 (全区)

ウ 運営方法 子育て関連事業に取り組んでいるNPO法人、社会福祉法人等に委託して実施

(2) 地域子育て支援拠点に準じた拠点サテライトの整備<拡充> [特集2]

ア 実施内容

乳幼児人口が多い区に、地域子育て支援拠点に準じた機能を持つ拠点サテライトを新たに整備します。既存の地域子育て支援拠点とは異なるエリアに設置し、その地域の中核として既存の拠点と一体的に運営します。

イ 実施か所数<拡充>

新規1か所 (緑区/令和6年3月開所予定)、継続8か所

(3) 拠点サテライトにおける利用者支援事業の実施<拡充> [特集2]

子育て家庭からの個別相談に応じ、家庭の状況やニーズにあった適切な地域の施設や子ども・子育て支援事業等の選択肢を提示し、円滑な利用へつなげる利用者支援事業を、拠点サテライトで実施します。

実施か所数 新規1か所 (保土ヶ谷区/令和6年3月開始予定)、継続7か所

(4) 地域子育て支援拠点による「出張ひろば」の実施<拡充>

拠点へのアクセスが良くない地域への支援強化のため、施設外での居場所である「出張ひろば」を実施し、これまで拠点を利用していない親子への積極的なアプローチに取り組みます。

実施か所数 新規1か所、継続3か所

(5) 地域子育て支援拠点による一時預かり事業の実施<拡充>

「親のリフレッシュの場の提供」と「親の預けることへの不安軽減」を目的に、保護者に身近な地域子育て支援拠点の親子の居場所等を活用した一時預かり事業を実施します。

実施か所数 新規1か所、継続3か所

(6) 育児参加促進休日講座の実施<新規>

両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進講座を実施します。

2 親と子のつどいの広場事業<拡充> 5億8,547万円 (4億9,637万円)

商店街の空き店舗やアパートの一室等を活用し、親子の交流の場の提供、子育て相談の実施、地域の子育て関連情報の提供を行います。

(1) 実施か所数<拡充>

新規2か所、継続70か所

(2) 一時預かり事業<拡充>

実施内容：広場のスペースを活用した一時預かりを実施します。

実施か所数：新規1か所、継続36か所

(3) 運営費補助の充実<拡充>

家賃補助加算の拡充を行うとともに、常勤職員を配置する施設への加算及び休日に育児参加促進講座を実施する施設への加算を創設します。

3 保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業<拡充>

3億2,031万円 (3億3,828万円)

(1) 実施内容<拡充>

施設の地域開放、子育て相談、育児講座、園児との交流保育等を実施します。

また、安定的に事業を継続できるよう、常設園に対し、運営補助の拡充及び有資格者加算の新設を実施します。

(2) 実施か所数<拡充>

ア 週3日以上開設する常設園
新規4か所、継続75か所

イ 開設日が週3日未満の非常設園
新規1か所、継続387か所

4 子育て支援者事業

7,467万円 (7,335万円)

保護者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流をすすめたり、相談に応じる子育て支援者会場を運営します。

○ 実施開催数 継続184会場

5 親子の居場所事業(常設)従事者のための体系的な研修の実施

※予算額は1に含む

経験年数や施設内での役割に応じた、常設の親子の居場所（地域子育て支援拠点事業、親と子のつどいの広場事業、保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業）従事者向け研修を実施し、支援の質の向上を図ります。

6 地域子育て支援拠点関係システムの再構築<新規>

特集5

2億5,000万円 (新規)

子育てDXの取組として、地域子育て支援拠点関係システムの構築を行い、各種手続きをオンラインで実施できるようにするなど利用者の利便性向上と事業者の事務負担軽減による市民サービスの向上を図ります。（令和6年4月～運用開始）

7 横浜子育てサポートシステム事業<拡充>

2億4,133万円 (4,011万円)

(1) 実施内容

利用会員や提供会員として登録した市民が、地域の中で子どもを預け、預かります。

(2) 会員数（令和5年3月末時点）

- 利用会員(12,674人)…市内在住で生後57日以上小学校6年生までの児童がいる方
- 提供会員(2,277人)…市内在住で健康で、子育て支援に理解と熱意のある20歳以上の方
- 両方会員(689人)…利用会員かつ提供会員の方

(3) 横浜子育てサポートシステム利用促進事業<新規>

利用料の改定及び新たに提供会員へ補助を行うことで利用を促進します。

(平日1時間あたり)

| | ～令和4年度 | 令和5年度～ |
|----------|--------|----------------|
| 利用会員 負担分 | 800円 | 500円 (▲300円) |
| 市 負担分 | | 500円 |
| 提供会員 受取分 | 800円 | 1,000円 (+200円) |

併せて、5年度に新たに赤ちゃんが生まれた世帯で利用会員となった方を対象に、満2歳まで使用できる8時間分の無料クーポン(子サボ[®]deあずかりおためし券)を配付します。

8 一時預かり事業<拡充>(再掲(P.21))

特集1

23億2,401万円 (14億6,122万円)

就業形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の疾病等による緊急時の保育やリフレッシュ保育など、保護者の身体的・精神的な負担を軽減するため、保育所等において一時預かり事業を実施します。5年度は、0歳児を受け入れた際の補助単価の増額を行う等、受入れ枠の拡充を図ります。また、5年度に新たに赤ちゃんが生まれた世帯に、一時預かりを利用できる24時間分の無料クーポン(はじめてのおあずかり券)を配付するほか、年収360万円未満相当世帯に対する減免制度を導入します。

9 ハマハグ推進事業

642万円 (430万円)

子育てを地域社会全体であたたかく見守り、応援するという機運を醸成していくため、小学生以下の子どものいる家庭の方や妊娠中の方が、ステッカーが掲示された協賛店で、ちょっとした心配りや設備・備品の利用、割引・優待など、子育てを応援するサービスを受けられる子育て家庭応援事業（愛称「ハマハグ」）を実施します。

また、「横浜アンパンマンこどもミュージアム」内に子育て情報スポットを設置し、市内の子育てに関する情報を発信します。

○ ハマハグ協賛店舗・施設数 4,420店舗・施設（令和4年度末時点）

10 子どもの居場所づくり支援事業

特集3

1,400万円 (1,400万円)

「子ども食堂」等の地域の取組が推進されるよう、支援に取り組みます。

子どもの居場所づくりの取組に対する補助金の交付や、アドバイザーの派遣による相談支援等のほか、フードバンク等と連携した食材等の配付を実施します。

<社会福祉基金を活用>

| 13 ひとり親家庭等の自立支援 | | 事業内容 |
|--|----------------|--|
| 本 年 度 | 千円 414,366 | ひとり親家庭に対して、就業支援や生活支援等の総合的な自立支援を進めることにより、世帯の生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長の確保につなげます。 |
| 前 年 度 | 277,639 | |
| 差 引 | 136,727 | |
| 本年度の財源内訳 | 国 291,053 | 1 ひとり親家庭等自立支援事業<拡充> 4億1,437万円 (2億7,764万円) |
| | 県 — | (1) <u>自立支援教育訓練給付金<拡充></u> 主体的な能力開発の取組を支援することで、ひとり親家庭の自立を促進するため、介護ヘルパー等の一般教育訓練又は看護師等の専門実践教育訓練の対象講座を受講する場合に、費用の一部を支給します。5年度は、 <u>専門実践教育訓練給付金の支給上限額を引き上げます(年20万円から40万円)</u> 。 |
| | その他 10,926 | (2) <u>高等学校卒業程度認定試験合格支援事業<拡充></u> ひとり親家庭の親又は子の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、費用の一部を支給します。 5年度は、 <u>支給上限額を引き上げます(15万円から37万5千円)</u> 。 |
| | 市 費 112,387 | |
| (3) 高等職業訓練促進給付金 看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために、養成機関で修業する場合に、4年を上限に修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費を支給します。 | | |
| (4) 高等職業訓練促進資金貸付事業 高等職業訓練促進給付金受給者に対する就学準備金等の貸付や、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対し、住居の借上げに必要となる住宅支援資金の貸付を行います。 | | |
| (5) 日常生活支援事業<拡充> 特集3 ひとり親家庭の親が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣します。 5年度は、 <u>1時間あたり最大300円の利用者負担額を無償化します。</u> | | |
| (6) 母子家庭等就業・自立支援センター事業 (ひとり親サポートよこはま) ひとり親家庭の総合的な窓口として、情報提供やひとり親家庭同士の交流、講習会、就労相談、弁護士等による専門相談、養育費セミナー等を関係機関と連携して実施し、自立を支援します。 <社会福祉基金を活用> | | |
| (7) 父子家庭の交流事業 父子家庭向けの交流会を実施し、当事者同士の交流を通じた気付きの機会の提供や、父子家庭に必要とされる情報の提供に取り組みます。 | | |
| (8) ひとり親の親講座事業 離婚に関する法律知識や子の心理等を離婚前後の親が学ぶ講座を実施し、親の離婚にかかわらず子どもたちが心身ともに健やかに育成される環境の整備に取り組みます。 | | |
| (9) 思春期・接続期支援事業<拡充> 特集3 親子ともに大きな生活の変化を迎える、中学に進学した子を養育するひとり親家庭に対し、学習の不安や教育費の確保等の悩みに対応するため、子への学習支援と親への相談支援を成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）にて実施します。 5年度は、 <u>利用者の定員を80名から100名に増員します。</u> <社会福祉基金を活用> | | |
| (10) 養育費確保支援事業 調停申立や公正証書の作成の費用等（収入印紙代や手数料等）及び養育費保証契約にかかる費用の補助を行います。 <社会福祉基金を活用> | | |
| (11) ひとり親家庭自立支援計画策定事業<新規> 第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画（7年度～11年度）の策定に向けて、本市におけるひとり親家庭の実態把握のための調査、ひとり親家庭支援者団体・当事者団体へのヒアリング、施策検証のための本市の事業データ集約及び他都市等資料収集・比較分析等を実施します。 | | |

| | | | |
|----------|--------------------------------------|--------------------------|---|
| 14 | D V 対 策 事 業 | | 事業内容 |
| | 本 年 度 | 千円 135,108 | |
| | 前 年 度 | 133,380 | |
| | 差 引 | 1,728 | |
| 本年度の財源内訳 | 国 | 52,563 | (1) DV相談支援センター DV被害者等を対象に、局・区・男女共同参画センターが、相談・安全確保から自立までの切れ目のない支援を行います。また、相談・支援等の向上及び児童虐待対策との連携強化を図るため、研修等を実施します。 |
| | 県 | 24,043 | (2) DV被害者等の自立に向けた支援 DV被害者等の自立支援を行うために、民間支援団体に対し、補助を行います。また、民間団体と協働し「退所後支援事業」や「女性のための一時宿泊型相談支援事業」を実施します。 |
| | その他 | — | (3) 外国籍女性と子どもへの総合的自立支援事業 民間支援団体と協働し、様々な生活問題を抱える外国籍女性と子どもへ、電話や面接による相談・支援等を行います。 |
| | 市 費 | 58,502 | (4) 母子生活支援施設入所者の自立に向けた支援 母子生活支援施設入所者の自立支援や退所後支援を行うために、自立支援担当職員を配置する施設に対し、措置費を支弁します。 |
| | 2 若年女性相談支援モデル事業<新規> | 871万円 (新規) | 公的機関への相談につながりにくい若年女性を対象として、アウトリーチ型の支援や居場所の提供等を実施している団体に対し、事業費の補助を行います。 |
| | 3 女性緊急一時保護施設補助事業 | 1,475万円 (1,475万円) | 民間の女性緊急一時保護施設の運営費等を補助し、支援体制を確保します。 |
| | 4 加害者更生プログラムへの事業費補助<拡充> | 100万円 (69万円) | DV被害者支援の一環として、Web等を活用するなど様々な形で加害者更生プログラムを実施している民間団体への補助金を増額します。 |
| | 5 母子生活支援施設緊急一時保護事業 | 6,435万円 (6,463万円) | DVからの避難等、緊急の保護を要する母子を一時的に母子生活支援施設に保護し、相談・支援等を行います。 また、養育に課題のある妊婦に対し、妊娠・出産・育児に関する支援を行う「妊娠期支援事業」を実施します。 |

| | | | |
|----------|----------------|-----------------|---|
| 15 | 児童扶養手当等 | | 事業内容 |
| | 本 年 度 | 千円 9,682,347 | ひとり親家庭等に対して、手当の支給及び特別乗車券の交付を行います。 |
| | 前 年 度 | 9,891,873 | |
| | 差 引 | △ 209,526 | |
| 本年度の財源内訳 | 国 | 2,912,401 | 1 児童扶養手当 [特集3] 87億7,978万円 (89億5,066万円) ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的に手当を支給します。 |
| | 県 | — | (1) 対象 18歳（中度以上の障害がある場合は20歳未満まで） 年度末までの児童を養育するひとり親家庭の父、母、または父母に代わって養育している方 |
| | その他 | 20,186 | (2) 支給月 奇数月に前2か月分を支給 (3) 月平均児童数 25,246人 |
| | 市 費 | 6,749,760 | 2 特別乗車券の交付 9億256万円 (9億4,121万円) 児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設入所世帯の経済的支援として、市営交通機関、民営バス及び金沢シーサイドラインに無料で乗車できる特別乗車券を交付します。※世帯に1枚交付 【5年度交付見込み】14,261人 |

| | | <u>事業内容</u> |
|--|-------------------------------|---|
| 16 | 区と児童相談所における児童虐待への対応の強化 | |
| 本 年 度 | 千円 5,791,996 | <p>児童虐待通告や相談に迅速に対応し、一時保護やその後の支援を適切に行うために、児童相談所や区役所の専門性の強化、体制強化に取り組みます。</p> <p>また、地域における児童虐待防止のためのネットワークを充実し、関係機関同士の連携強化に向けた取組を行います。</p> <p>さらに、市民に向けた児童虐待防止啓発・広報活動を拡充します。</p> |
| 前 年 度 | 3,659,499 | |
| 差 引 | 2,132,497 | |
| 本年度の財源内訳 | | |
| 国 | 1,228,766 | (1) 児童虐待防止対策事業<拡充> 児童虐待の早期発見・早期対応とともに、在宅支援による再発防止など、児童の安全を守り、福祉の向上を図るための専門的な支援に取り組みます。 |
| 県 | 1,028,760 | |
| その他 | 17,206 | ア 児童虐待の相談・通告への対応 特集2 「よこはま子ども虐待ホットライン」の運営など、24時間365日の児童虐待相談・通告に迅速かつ的確に対応します。 |
| 市 費 | 3,517,264 | |
| イ 在宅支援における訪問相談・安全確認等の充実 在宅での養育の安定を図るために、児童相談所から養育支援家庭訪問員や養育支援ヘルパーを派遣し相談や家事支援を行うことにより、児童の安全確認の徹底と再発防止に取り組みます。 (養育支援家庭訪問員：13名、養育支援ヘルパー派遣予定回数：9,212回) | | |
| ウ 法律や医療等の専門的対応力の強化<拡充> 特集2 弁護士・医師や児童相談所業務の専門家等による高度な知見に基づき、対応困難な事例に対し、適切な評価・判断による支援を行います。5年度は、 <u>弁護士による児童相談所職員への法的助言の機会を拡充します</u> 。また、一時保護所アドボカシー事業として、引き続き外部弁護士が一時保護所を定期的に訪問し、児童の意見表明権の保障に取り組みます。 | | |
| エ 児童相談所業務のDX<新規> 特集2、5 <u>電話相談へのAI文字起こしシステムの導入やWeb会議環境の整備など、児童相談所におけるDXを進め、迅速な対応の強化や業務の効率化等に取り組みます</u> 。これにより、職員が子どもや保護者に向き合う時間のさらなる確保を図ります。 | | |
| (2) 児童相談所における人材の育成 児童福祉法に規定する児童福祉司任用前講習会・任用後研修をはじめ、各係の業務に応じた係別研修や外部への派遣研修を実施し、専門的な援助技術の向上を図ります。 | | |
| (3) 児童相談所の新設及び再整備<拡充> 特集2 <u>児童虐待相談対応件数の増加への対応や、一時保護所における支援環境の向上を図るため、(仮称)東部児童相談所の新規整備を進めます</u> 。また、 <u>南部児童相談所の再整備を進めます</u> 。 ○ 5年度実施内容 (仮称)東部児童相談所：実施設計（令和8年3月竣工予定） 南部児童相談所：移転新設工事（令和6年5月竣工予定） | | |
| 2 養育支援の充実<拡充> 特集2 | | 6億263万円 (5億1,490万円) |
| (1) 横浜型児童家庭支援センター<拡充> 4年度に全区設置が完了した児童家庭支援センターで、相談員や心理担当職員が家庭での子育てに関する様々な相談に応じ、区や児童相談所などの関係機関と連携して専門的な相談、支援が必要な家庭の見守り、子育て短期支援事業など福祉サービスの利用調整を行います。また、 <u>児童養護施設等に併設していない独立型の施設に対する補助を拡充し、施設長の常勤化を進めます</u> 。 | | |
| (2) 子育て短期支援事業<拡充> 保護者の病気等の理由で、一時的に家庭での子どもの養育が難しくなった場合、各区の児童家庭支援センターや市内の児童養護施設等でショートステイやトワイライトステイなどの一時的な預かりを実施します。5年度は、 <u>一時預かりに係る職員雇用費用の補助を拡充し、受入体制の強化を図ります</u> 。 | | |

3 区役所の機能強化と地域等との連携、児童虐待防止の取組<拡充>

7億7,773万円(7億8,379万円)

(1) 区役所の相談支援機能の強化<拡充> 特集2

区役所においてこども家庭総合支援拠点機能を運営し、児童虐待に関する通告・相談への迅速な対応と、様々な相談に専門職が対応する「こども家庭相談」の実施を通じて、支援が必要な子どもとその家庭への相談支援に取り組みます。

また、改正児童福祉法に基づく「こども家庭センター」の設置に向けて、区こども家庭支援課においてさらなる相談支援機能の強化を図るため、子どもとその家庭への包括的支援に関する区局プロジェクトの実施や相談支援システム構築に向けた検討等を行います。

(2) かながわ子ども家庭110番相談LINE 特集2、5

子ども本人や保護者の方が、親子関係や家族の悩み、子育ての不安などを気軽に相談できるようするため、「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を運用し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。

(3) 区役所における人材の育成<拡充> 特集2

虐待対応における専門性強化のため、区の虐待対応に関わる職員や中堅職員を対象とし、専門家による研修やスキルアップ研修を実施するなど、人材育成の充実を図るとともに区役所の調整担当者に対して、児童福祉法に規定する調整担当者研修を実施します。

また、児童虐待対応に関する知識と経験のある児童精神科医を派遣する児童精神科医コンサルテーション事業の派遣回数を増やすとともに、区役所の児童虐待対応における検討会議等に児童福祉の専門家を派遣する、スーパーバイザー派遣事業において、区におけるケース対応や職員のメンタルケア等に関する専門家からの助言をよりタイムリーに受けられるよう体制を拡充します。

(4) 関係機関との情報共有、連携強化 特集2

要保護児童対策地域協議会の支援体制の維持・向上のため、関係機関向けの研修実施などのネットワークの充実を図ります。

(5) 医療機関との連携強化

横浜市児童虐待防止医療ネットワーク(YMN)会議の開催や研修等を行い、医療機関との連携強化の充実を図ります。

(6) 児童虐待防止の広報・啓発<拡充> 特集2

「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づき、11月の児童虐待防止推進月間及び毎月5日の子供虐待防止推進の日を中心に、関係機関・団体、商店街、交通機関等と連携した広報・啓発事業を身近な地域でさらに進めます。引き続き、SNS等を活用した広報・啓発に取り組みます。

また、児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応のために、児童と直接接する職種（保育士、幼稚園教諭、学校教職員等）や地域の民生委員・児童委員等を対象とし、「児童虐待防止センター養成講座」を開催し、地域における見守り体制を充実します。

【子ども向け動画

「あなたの権利を守るために」】



【動画二次元コード】



【養育者向け動画

「子育てに悩むあなたへ」】



【動画二次元コード】

【市民向け動画

「体罰によらない子育てを広げよう！」】



【動画二次元コード】



改正児童福祉法に基づく「こども家庭センター」について

令和4年6月に「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和6年4月施行）」が公布され、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等が示されました。

このなかで、全ての妊娠婦、子育て世帯、子どもに対する包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置に努めることが規定されました。これは、「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と「こども家庭総合支援拠点（児童福祉）」の機能は維持した上で、組織を見直し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う機関とされています。

既に実施している相談支援等の取組に加えて、支援が必要な子どもとその家庭への支援計画（サポートプラン）の作成や、関係機関との連携を強化することで、支援の充実を図っていくことが求められています。

| | | | |
|--|----------------------|---|--|
| 17 | 社会的養護の充実 | 事業内容 | |
| 本 年 度 | 千円 7,157,424 | | |
| 前 年 度 | 6,871,870 | | |
| 差 引 | 285,554 | | |
| 本年度の財源内訳 | 国 県 その他 市 費 | 3,204,824 — 65,058 3,887,542 | |
| | | | |
| 1 里親制度等の推進<拡充> | | 2億1,565万円 (1億6,923万円) | |
| (1) 里親フォースタッキング委託の実施<拡充> 特集2 | | <p>里親委託を更に推進するため、フォースタッキング事業を民間委託し、里親の積極的なリクルートのほか、制度説明会や個別相談会を実施することで、里親の担い手を増やしていきます。</p> <p>また、里親制度を分かりやすく解説した広報動画を作成し、SNS等を活用することで、制度の認知度向上に取り組みます。</p> | |
| (2) 里親家庭への支援 | | <p>登録前研修、登録更新研修などの法定研修に加え、養育技術や社会的養護を必要とする子どもの理解を深めるための研修等を実施し、子どもが安心して生活できるよう里親の養育力を高めます。</p> <p>児童相談所の里親専任職員が施設など関係機関と連携し、委託前の子どもと里親の交流や、委託後の支援を丁寧に行うとともに、里親対応専門員を配置し、家庭訪問等による里親子の支援を実施します。</p> <p>また、里親が養育上の困りごとを気軽に相談できるよう、里親支援機関に相談員を複数配置する等、相談支援体制の充実を図ります。</p> | |
| (3) ファミリーホーム事業<拡充> | | | |
| 地域の家庭的な環境の中で養育するファミリーホームを運営するとともに、新規ホームの開設を支援します。 | | (新規開設：2か所) | |
| 2 施設等を退所する子どもへの支援<拡充> | | 3億574万円 (2億2,764万円) | |
| (1) 児童養護施設等を退所した子どもへのアフターケア<拡充> 特集3 | | <p>児童養護施設等を退所し、進学または就労する子どもが、社会で自立した生活を安定して送れるよう、施設等入所中から継続した相談支援や居場所(よこはまPortFor)の運営等を実施します。</p> <p>施設等を退所した後も、訪問等により個々の状況を継続的に把握し、生活全般や住まい等に関する困りごとへのサポートを行います。</p> <p>また、児童養護施設等退所後児童に対し、公認心理師等による心理的ケアを継続して実施できるよう支援体制を整備します。</p> | |
| (2) 資格等取得支援事業<拡充> 特集3 | | <p>施設等退所後、経済的事情で支援を必要とする児童に対し、運転免許やヘルパーなど就職に必要な資格取得の費用や、専門学校・大学等に進学する際の初年度納入金及び家賃を支給します。</p> <p>また、初年度納入金の支給額の上限を60万円から120万円に増額し、より多くの児童が活用できるようにします。</p> | |
| | | <社会福祉基金を活用> | |
| (3) 自立援助ホーム事業<拡充> | | | |
| 義務教育終了後に児童養護施設等を退所し、自立生活を目指す児童に対して、共同生活の中で就労・就学支援等を行い、自立と生活の安定に向けた援助を行う自立援助ホームを運営するとともに、心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援を行うための補助を実施します。 | | | |
| また、新規ホームの開設を支援します。 | | (新規開設：1か所) | |
| 3 児童措置費等 | | 66億3,603万円 (64億7,501万円) | |
| 児童福祉法に基づき要保護児童を入所施設に措置した場合や里親等に委託した場合、また、母子生活支援施設や助産施設に入所した場合、施設の設備及び運営の基準を維持する費用を支弁します。 | | | |
| 入所児童等の教育費や、施設職員の待遇改善や業務内容に応じた加算の実施に加え、ケアを必要とする児童の養育環境の向上を図ります。 | | | |

基本施策⑨

| | |
|----------|-----------------|
| 18 | ワーク・ライフ・バランスの推進 |
| 本 年 度 | 千円 10,295 |
| 前 年 度 | 10,295 |
| 差 引 | — |
| 本年度の財源内訳 | |
| 国 | — |
| 県 | 4,270 |
| その他 | 100 |
| 市 費 | 5,925 |

事業内容

ワーク・ライフ・バランスの推進のため、普及・啓発、父親育児支援、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援に取り組みます。

1 ワーク・ライフ・バランスの推進

1,030万円 (1,030万円)

(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
社会全体で子育てに取り組む機運を醸成し、働きやすく子育てにやさしい環境づくりを促進・支援するため、ワーク・ライフ・バランス推進に関する市民向けの普及・啓発等に取り組みます。

(2) 父親育児支援

地域ケアプラザ等の身近な施設に加えて、市内企業においても父親育児支援講座を開催します。
また、啓発冊子やウェブサイト（ヨコハマダディ）による情報発信を行います。

(3) 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

結婚を希望する方及び子の結婚を希望する保護者向けセミナーを開催します。

計画の推進

| | |
|----------|---------------|
| 19 | 計画の推進 |
| 本 年 度 | 千円 134,267 |
| 前 年 度 | 21,731 |
| 差 引 | 112,536 |
| 本年度の財源内訳 | |
| 国 | 8,396 |
| 県 | — |
| その他 | — |
| 市 費 | 125,871 |

事業内容

「横浜市子ども・子育て支援事業計画」の推進のための会議や市民向けフォーラムを開催するとともに、次期計画策定に向けたニーズ調査等を実施します。

「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」を推進するとともに、計画に基づき、ヤングケアラーの支援の充実に取り組みます。

1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の推進<拡充>

9,007万円 (753万円)

(1) 横浜市子ども・子育て会議の開催
有識者や子育て支援者、教育・保育関係者、市民委員等からなる子ども・子育て会議において、計画の実施状況の点検・評価等に関する審議を行います。

(2) 子ども・子育て家庭を支える機運の醸成

計画の理念に基づき、地域社会全体で子ども・子育てを支える機運の醸成に向けて、市民向けフォーラムを開催します。

(3) ニーズ調査等<新規>

次期計画策定に向け、子ども・子育て支援法等に基づき、子育て家庭の状況や意向を把握するためニーズ調査等を実施します。

あわせて、こども基本法の趣旨を踏まえ、子どもから意見を聞く取組を進めます。

2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進<拡充>

4,419万円 (1,420万円)

(1) 子どもの貧困対策に関する計画推進会議の開催

子どもや家庭への支援に関わる団体・事業者や学識経験者、学校関係者等からなる会議において、計画推進のための意見聴取等を行います。

(2) ヤングケアラーの支援に向けた取組<拡充> **[特集3]**

4年度に実施した実態把握調査の結果等を踏まえ、地域全体で子どもたちを見守り、支える環境づくりを進めます。

ア 広く市民に向けた広報・啓発や関係機関向け研修等を推進し、ヤングケアラーについての理解を深めます。

イ ヤングケアラーの精神的負担軽減を図るため、ピアサポートやオンラインサロンを実施する支援団体への補助を行います。

ウ ヤングケアラーの身体的負担軽減を図るため、家事や育児支援を必要とする家庭がヘルパー派遣事業を利用しやすくなるよう、事業者への委託単価を増額し、利用機会の拡充を図ります。

エ 関係機関の連携強化や支援のさらなる拡充に向けて、有識者等を含む検討会を設置します。

| | | |
|----------|------------------|--|
| 20 | 児童手当 | |
| 本年度 | 千円 47,355,966 | |
| 前年度 | 49,089,400 | |
| 差引 | △ 1,733,434 | |
| 本年度の財源内訳 | | |
| 国 | 32,651,799 | |
| 県 | 7,108,854 | |
| その他 | 7,179 | |
| 市費 | 7,588,134 | |

事業内容

児童を養育している家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長に資することを目的に、当該児童の養育者に手当を支給します。

1 児童手当**473億5,597万円 (490億8,940万円)**

- (1) 対象
中学校修了までの児童

- (2) 手当額 (児童 1 人あたり)

| | |
|-------------|------------|
| 3歳未満 | 月額 15,000円 |
| 3歳以上 小学校修了前 | 月額 10,000円 |
| 第1・2子 第3子以降 | 月額 15,000円 |
| 中学生 | 月額 10,000円 |

- 所得制限以上となる世帯 月額 5,000円
- 所得上限以上となる世帯 支給なし

- (3) 支給月

6月・10月・2月に前4か月分を支給します。

- (4) 月平均児童数
380,215人

(5) 制度改正

令和4年6月1日施行の児童手当法一部改正等により、所得上限限度額が新設されました。また、現況届の提出について原則不要となりました。

ア 所得上限限度額

令和4年10月支給分（6月～9月分）より、特例給付の対象者のうちその所得の額が一定の額以上の方が支給対象外となりました。

※扶養人数により、基準となる所得額は異なります。

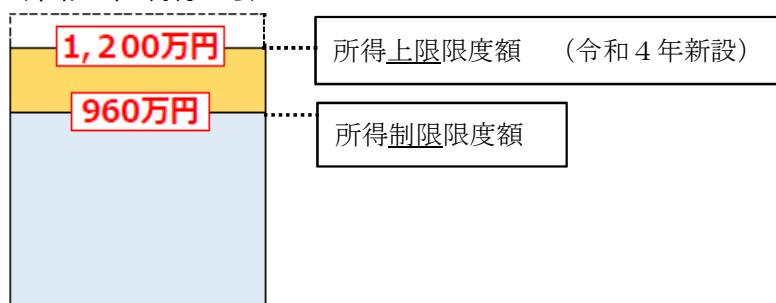
【所得上限限度額の具体例】

扶養人数3人（児童2人、年収103万円以下の配偶者で構成される4人家族）の場合は以下の図のとおりです。

(令和4年5月分まで)



(令和4年6月分から)

**イ 現況届の原則廃止**

児童手当の受給者は、これまで毎年6月1日現在の状況について現況届の提出をする必要がありました。しかし、4年度より、児童の養育状況が変わらない方については、離婚協議中などの一部の方を除き、現況届の提出が不要になりました。

| | | | |
|----------|--|---------------|--|
| 21 | 母子父子寡婦 福祉資金貸付事業 (母子父子寡婦 福祉資金会計) | | <u>事業内容</u> |
| | 本 年 度 | 千円 521,341 | 母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立を促し、児童の福祉を増進するための各種の資金貸付を行います。 |
| 前 年 度 | | 907,870 | 1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 |
| 差 引 | | △ 386,529 | 5億2,134万円 (9億787万円) |
| 本年度の財源内訳 | 国 | — | (1) 対象者 ア 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦又はその児童等 イ 40歳以上の配偶者のない女子で現に児童を扶養していない人 |
| | 県 | — | (2) 主な資金 修学資金、就学支度資金等 (12資金) |
| | その他 | 489,982 | (3) 貸付利子 無利子又は年利1.0% |
| | 市 費 | 31,359 | (4) 償還について ○ 期間：据置（6か月又は1年）後3年～10年以内 滞納者に対して電話・通知・訪問での償還交渉を行います。 |
| | | | (5) 貸付限度額（例：修学資金） ○ 私立高校（自宅通学）：30,000円／月額 ○ 私立大学（〃）：72,000円／月額 ○ 大学院（修士課程）：88,000円／月額 |
| | | | (6) 国への償還及び一般会計への繰入れ 3年度の決算において生じた剰余金について、国の定める算定方法に基づき、一部を国へ償還し、一部を一般会計へ繰り入れます。 ○ 国への償還額 1億7,671万円 (4年度：4億244万円) ○ 一般会計繰出金 8,816万円 (4年度：2億1,041万円) |

■横浜市中期計画における政策別の事業概要掲載項目について

<政策1> 切れ目なく力強い子育て支援～妊娠・出産期・乳幼児期～

| 事業概要掲載項目名 | 新規・拡充 | 掲載ページ |
|------------------------------------|-------|-------|
| 【11 妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実】 | | |
| 出産・子育て応援事業 | 拡充 | P.31 |
| 子育て応援サイト事業 | 新規 | P.31 |
| 子育て世代包括支援センター事業 | | P.31 |
| 妊婦・産婦健康診査事業 | | P.31 |
| 妊婦歯科健康診査事業 | | P.31 |
| 母子保健指導事業 | | P.31 |
| 乳幼児健康診査事業 | | P.31 |
| 新生児聴覚検査事業 | | P.32 |
| 妊娠・出産サポート事業 | 拡充 | P.32 |
| 育児支援事業 | | P.32 |
| こんにちは赤ちゃん訪問事業 | | P.32 |
| 乳幼児発達支援事業 | | P.32 |
| 不妊・不育相談等支援事業 | | P.32 |
| 出産費用調査研究事業 | 新規 | P.32 |
| 妊娠婦・乳幼児にかかる災害対策事業 | 新規 | P.32 |
| 【12 地域における子育て支援の充実】 | | |
| 地域子育て支援拠点事業 | 拡充 | P.33 |
| 親と子のつどいの広場事業 | 拡充 | P.33 |
| 保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業 | 拡充 | P.34 |
| 子育て支援者事業 | | P.34 |
| 親子の居場所事業（常設）従事者のための体系的な研修の実施 | | P.34 |
| ハマハグ推進事業 | | P.34 |
| 子どもの居場所づくり支援事業 | | P.34 |
| 【18 ワーク・ライフ・バランスの推進】 | | |
| ワーク・ライフ・バランスの推進 | | P.40 |
| 【20 児童手当】 | | |
| 児童手当 | | P.41 |

＜政策2＞ 切れ目なく力強い子育て支援～乳幼児期・学齢期～

| 事業概要掲載項目名 | 新規・拡充 | 掲載ページ |
|---------------------------------|-------|-------|
| 【1 新制度における保育・教育の実施等】 | | |
| 「教育・保育給付」の認定を受けた子どもの保育・教育 | 拡充 | P.19 |
| 延長保育事業 | | P.20 |
| 保育・教育コンシェルジュの設置 | | P.20 |
| 年度限定保育事業 | | P.20 |
| 市立保育所民間移管事業 | | P.20 |
| 横浜保育室助成事業 | | P.20 |
| 認可外保育施設等利用料助成事業 | | P.20 |
| 無償化に伴う認可外保育施設の質の確保・向上 | 拡充 | P.20 |
| 保育所等における業務効率化推進事業 | 拡充 | P.20 |
| 市立保育所の業務支援システム | | P.20 |
| 給付費申請のオンライン化 | | P.20 |
| 保育料等のコンビニ収納委託 | 新規 | P.20 |
| 保育所入所事務等におけるRPA、AI-OCAの活用 | | P.20 |
| 指導・監査 | | P.20 |
| 【2 多様な保育ニーズへの対応】 | | |
| 一時預かり事業 | 拡充 | P.21 |
| 幼稚園等における長時間預かり・一時預かり | 拡充 | P.21 |
| 休日保育・休日一時保育 | | P.21 |
| 病児・病後児保育事業 | 拡充 | P.21 |
| 24時間型緊急一時保育事業 | | P.21 |
| 【3 保育所等整備事業】 | | |
| 変化する保育ニーズに応えるための既存資源活用策の推進 | 拡充 | P.22 |
| 保育所等の新規整備等 | 拡充 | P.22 |
| 【4 保育・教育の質の確保・向上、保育士等確保】 | | |
| 保育・教育の質向上の仕組みづくり | 拡充 | P.23 |
| 保育・幼児教育職員等研修 | | P.23 |
| 保育資源ネットワーク構築事業の充実 | | P.23 |
| 幼保小連携・接続事業 | 拡充 | P.24 |
| 保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保 | 拡充 | P.24 |

| 事業概要掲載項目名 | 新規・拡充 | 掲載ページ |
|----------------------------|-------|-------|
| 【5 幼児教育の支援】 | | |
| 私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費 | | P.25 |
| 私立幼稚園等預かり保育事業～わくわく！はまタイム～ | 拡充 | P.25 |
| 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業 | 拡充 | P.25 |
| 私立幼稚園等一時預かり保育事業 | | P.25 |
| 私立幼稚園等補助事業 | | P.25 |
| 私立幼稚園等特別支援教育費補助事業 | | P.25 |
| 私立幼稚園等施設整備費補助事業 | | P.25 |
| 幼稚園教諭等住居手当補助事業 | | P.25 |
| 保育・教育の質の確保・向上 | | P.25 |
| 【6 放課後の居場所づくり】 | | |
| 放課後キッズクラブ事業 | 拡充 | P.26 |
| 小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブ整備事業 | 拡充 | P.26 |
| 放課後児童クラブ事業 | 拡充 | P.26 |
| 特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業 | | P.26 |
| 放課後児童育成事業の質の向上に向けた取組 | 拡充 | P.26 |
| 【12 地域における子育て支援の充実】 | | |
| 地域子育て支援拠点関係システムの再構築 | 新規 | P.34 |
| 横浜子育てサポートシステム事業 | 拡充 | P.34 |
| 一時預かり事業 | 拡充 | P.34 |
| 【19 計画の推進】 | | |
| 横浜市子ども・子育て支援事業計画の推進 | 拡充 | P.40 |

＜政策3＞ 困難な状況にある子ども・家庭への支援

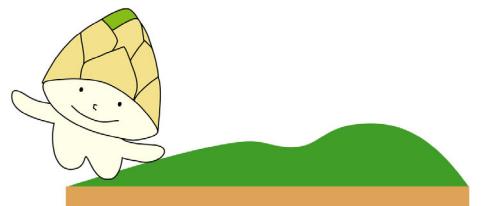
| 事業概要掲載項目名 | 新規・拡充 | 掲載ページ |
|-----------------------------------|-------|-------|
| 【6 放課後の居場所づくり】 | | |
| プレイパーク支援事業 | | P.26 |
| 【7 すべての子ども・若者の健全育成の推進】 | | |
| 青少年を育む地域の環境づくり | 拡充 | P.27 |
| 青少年育成に携わる団体等の支援 | | P.27 |
| 青少年関係施設の運営等 | | P.27 |
| 横浜市子ども・若者支援協議会の運営 | | P.27 |
| 【8 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実】 | | |
| 青少年相談センターにおける相談・支援事業 | | P.28 |
| 地域ユースプラザ事業 | | P.28 |
| 若者サポートステーションにおける相談・支援 | | P.28 |
| ひきこもり等困難を抱える若者に対するSNS相談事業 | 新規 | P.28 |
| 寄り添い型生活支援事業 | 拡充 | P.28 |
| よこはま型若者自立塾 | | P.28 |
| 就職氷河期世代相談サポート付集中プログラム事業 | | P.28 |
| 【13 ひとり親家庭等の自立支援】 | | |
| ひとり親家庭等自立支援事業 | 拡充 | P.35 |
| 【15 児童扶養手当等】 | | |
| 児童扶養手当 | | P.36 |
| 特別乗車券の交付 | | P.36 |
| 【17 社会的養護の充実】 | | |
| 施設等を退所する子どもへの支援 | 拡充 | P.39 |
| 【19 計画の推進】 | | |
| 横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進 | 拡充 | P.40 |
| 【21 母子父子寡婦福祉資金貸付事業（母子父子寡婦福祉資金会計）】 | | |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 | | P.42 |

＜政策4＞ 児童虐待・DVの防止と社会的養護の充実

| 事業概要掲載項目名 | 新規・拡充 | 掲載ページ |
|------------------------------------|-------|-------|
| 【14 DV対策事業】 | | |
| DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実 | | P.36 |
| 若年女性相談支援モデル事業 | 新規 | P.36 |
| 女性緊急一時保護施設補助事業 | | P.36 |
| 加害者更生プログラムへの事業費補助 | 拡充 | P.36 |
| 母子生活支援施設緊急一時保護事業 | | P.36 |
| 【16 区と児童相談所における児童虐待への対応の強化】 | | |
| 児童相談所の運営と機能強化 | 拡充 | P.37 |
| 養育支援の充実 | 拡充 | P.37 |
| 区役所の機能強化と地域等との連携、児童虐待防止の取組 | 拡充 | P.38 |
| 【17 社会的養護の充実】 | | |
| 里親制度等の推進 | 拡充 | P.39 |
| 児童措置費等 | | P.39 |

＜政策13＞ 障害児・者の支援

| 事業概要掲載項目名 | 新規・拡充 | 掲載ページ |
|--------------------------------|-------|-------|
| 【9 地域療育センター運営事業】 | | |
| 地域療育センター運営事業 | 拡充 | P.29 |
| 【10 在宅障害児及び施設利用児童への支援等】 | | |
| 障害児通所支援事業等 | 拡充 | P.30 |
| 学齢後期障害児支援事業 | 拡充 | P.30 |
| 障害児医療連携支援事業 | 拡充 | P.30 |
| 特別児童扶養手当事務費 | | P.30 |
| 障害児入所支援事業等 | | P.30 |





CHILD AND YOUTH BUREAU

こどもせいしょうねん

